

**第2期山武市子ども・子育て支援事業計画  
素案**

令和 年 月  
山 武 市

## 目 次

第1章 計画の趣旨.....	1
1. 計画策定の趣旨と計画基本事項.....	1
2. 計画の策定及び推進.....	3
第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況と課題.....	4
1. 山武市の現状.....	4
2. 計画期間の人口フレームの推計.....	11
3. ニーズ調査結果.....	14
4. 山武市の子ども・子育て支援の課題.....	19
第3章 計画の基本的な考え方.....	21
1. 基本理念.....	21
2. 基本視点.....	22
3. 基本目標.....	24
4. 施策の体系.....	25
第4章 基本施策の展開.....	26
基本目標1：子どもへの支援.....	26
基本目標2：親・家庭への支援.....	33
基本目標3：地域・社会全体での支援.....	39
第5章 量の見込みと確保方策.....	43
1. 子ども・子育て支援サービスの全体像.....	43
2. 教育・保育提供区域の設定.....	44
3. 計画期間の子ども数と家族類型の推計.....	44
4. 教育保育事業の量の見込みと確保の内容.....	46
5. 子育てのための施設等事業の量の見込みと確保の内容.....	49
6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	50
7. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	59
8. 総合的な施策の推進.....	60
第6章 計画の推進.....	61
1. 関係機関等との連携.....	61
2. 計画の達成状況の点検・評価.....	61
3. 家庭・地域・事業者・市の役割.....	62

# 第1章 計画の趣旨

## 1. 計画策定の趣旨と計画基本事項

### (1) 計画策定の趣旨

わが国の少子化対策は、平成2年の1.57ショックを契機に仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての検討を始め、平成6年にエンゼルプラン、平成11年に少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランの施策を定めて取り組んできましたが、とどまることなく少子化は進行しています。総務省が発表しているわが国の子どもの数（15歳未満人口）は、平成31年3月1日現在1,533.4万人（総務省統計局）となり、前年よりも18.7万人減少し、総人口（1億2,624.8万人）に占める子どもの割合も12.1%と、子ども数と構成比は過去最低を記録しています。本格的な人口減少社会が到来するなか、少子化・高齢化の進行の速度が速く、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が変化し、子どもたちの育ちへの様々な影響が指摘されています。

国は就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を開始するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を整備し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせ、これにより市町村は質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務化されました。一方で、平成17年度から平成26年度までの10年間の時限立法として整備した「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画は義務化ではなく、任意化されています。また仕事と家庭生活の調和など、より一層の推進が必要となっていることから、10年間の有効期間の延長を含めた一部改正が行われました。さらに、平成26年1月には、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

本市では、平成16年度に旧町村単位で策定された「次世代育成支援行動計画」を、平成18年度に「山武市」の「山武市次世代育成支援対策行動計画」として再編し、平成21年度に「山武市次世代育成支援対策行動計画（後期）」を、平成26年度には、これまでの次世代育成支援の取組みやこども園化を進めてきたという本市の経緯を踏まえ、「山武市子ども・子育て支援事業計画（母子保健計画を含む）」を策定し、子育て支援施策、教育・保育事業の充実及び母子保健事業の充実を図ってきました。

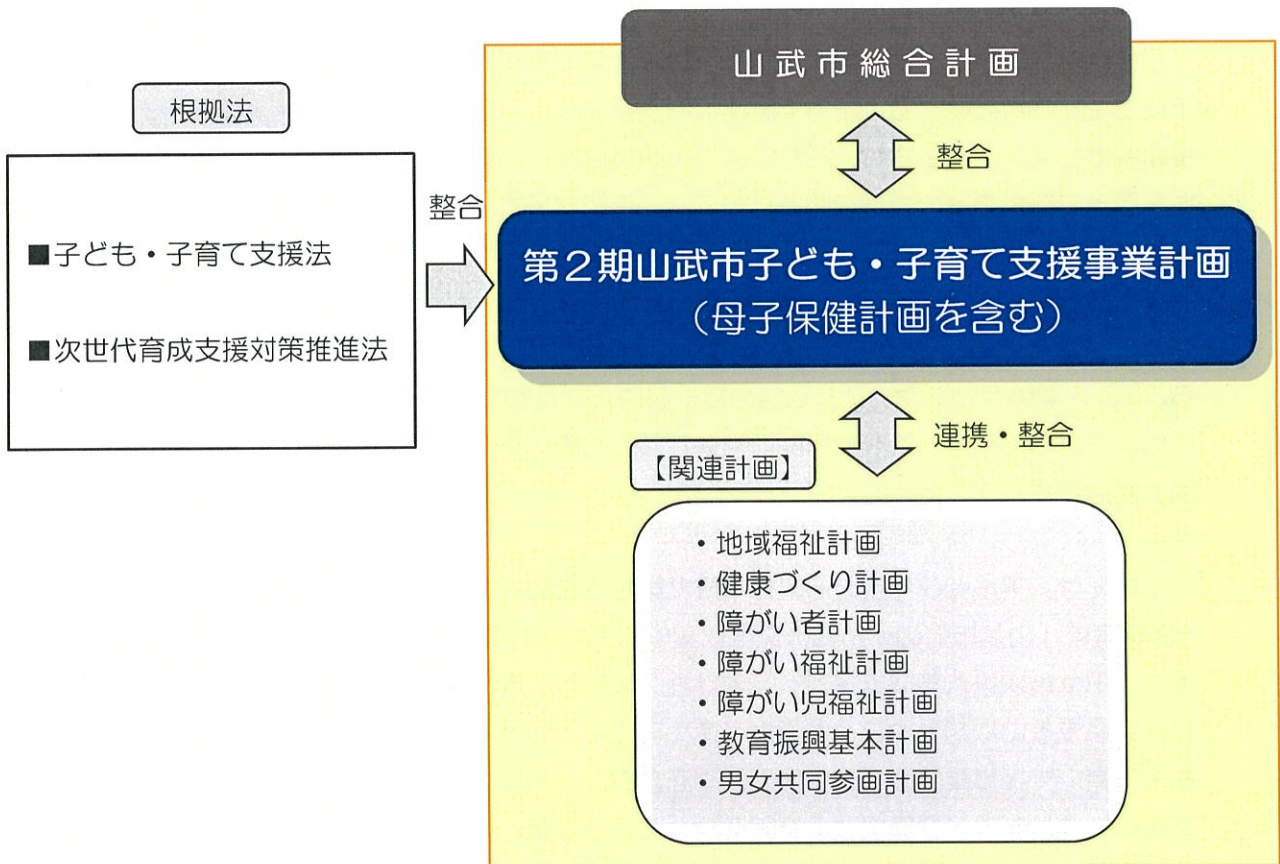
このたび、「山武市子ども・子育て支援事業計画（母子保健計画を含む）」（計画期間：平成27年度～平成31年度）が終期を迎えることから、現計画の取組みを引き継ぎつつ、時代のニーズや近年社会問題化している子どもの貧困対策など、新たな課題への対応を反映するとともに、山武市総合計画との整合性を図りながら、「第2期山武市子ども・子育て支援事業計画（母子保健計画を含む）」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定します。

## (2) 計画の性格

「第2期山武市子ども・子育て支援事業計画（母子保健計画を含む）」は、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を目的として、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定しました。

この計画は、本市の18歳未満の子どもと子育て家庭を対象に、市が取り組む次世代育成支援施策の目標や方向を示すものであり、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を含むものとなります。

また、市の最上位計画である「山武市総合計画」をはじめ、山武市地域福祉計画等保健・福祉・教育分野の関係計画や、県及び国の関係計画との連携・整合性を図るとともに、子どもの貧困等が社会問題となるなか、子ども・子育て支援、社会生活を円滑に営む上で困難を有する家庭を支援するための施策を含むものとなります。



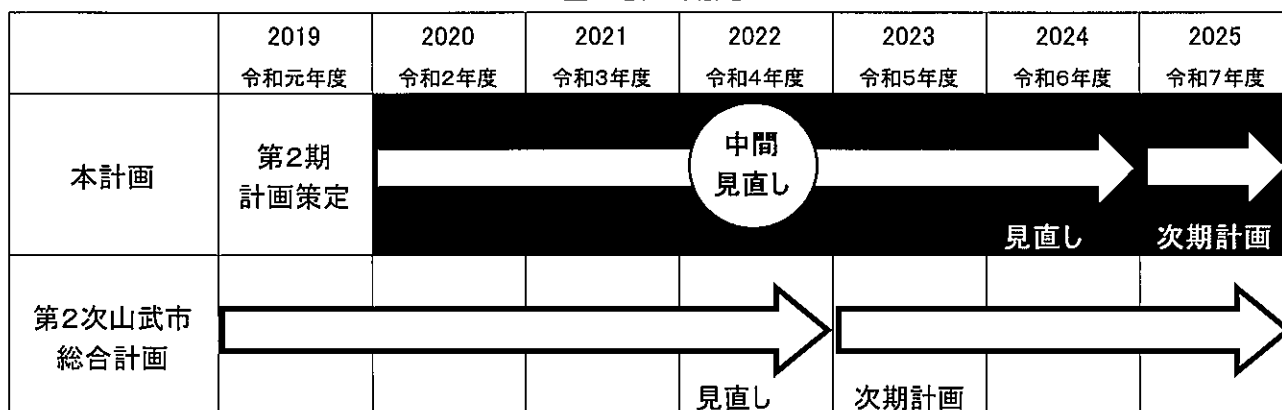
### (3) 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は5年を1期とした子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされていることから、本計画を令和2年度から令和6年度までの計画期間とします。

また、本市の最上位計画である山武市総合計画内容と実態にかい離が生じないように計画の中間年において、本計画の見直しを行うものとします。

なお、子ども・子育て支援事業計画に示す施策・事業等について、定期的に点検を行いながら、着実に推進します。

図 計画期間



## 2. 計画の策定及び推進

この計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「山武市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。当会議は子どもの保護者や学識経験者等により構成されています。本計画は、当会議及び関係課との連携を図りながら推進します。

また、国のモデル調査票を踏まえて児童保護者を対象にした「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）」を実施し、様々なご意見を活かして計画策定の基礎資料としました。

## 第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況と課題

### 1. 山武市の現状

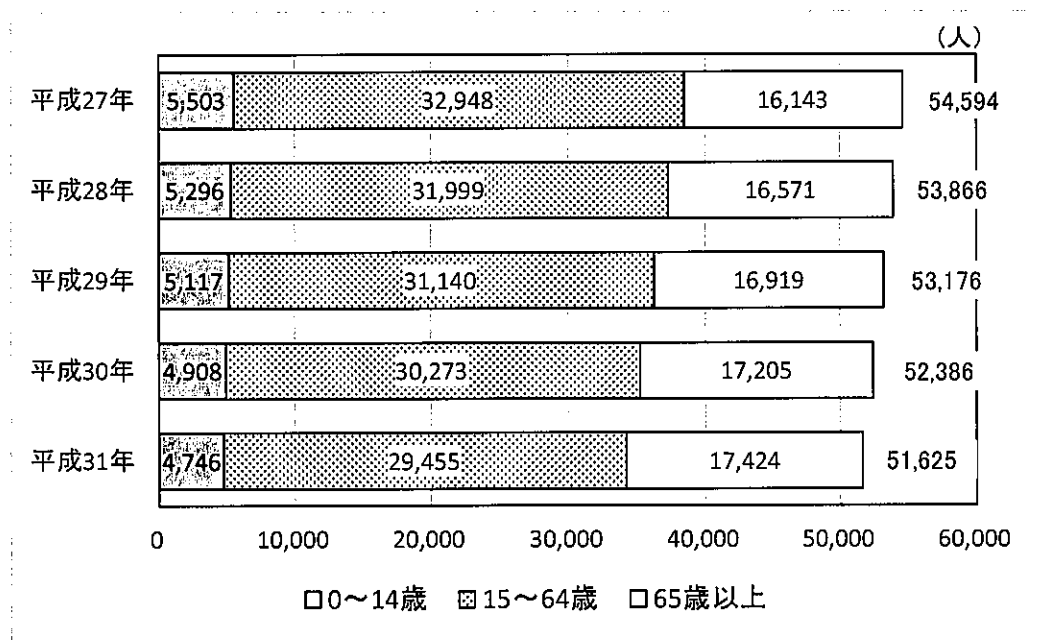
#### (1) 子ども・子育て家庭を取り巻く環境

##### ① 人口・人口構成の状況

近年の市の総人口は、平成27年では54,594人でしたが、平成31年には51,625人と5年間で約3,000人の減少となっており、減少傾向が続いています。

人口構成は、0～14歳の年少人口が徐々に減少しており、平成27年には5,503人だった人口が平成30年には5,000人を下回り、総人口に占める割合も平成31年は9.2%と減少しています。15～64歳の生産年齢人口も平成31年には30,000人を下回り、総人口に占める割合も平成31年は57.1%と少なくなっています。一方、65歳以上の老年人口は増加傾向にあり、高齢化率は平成31年には33.8%となり、少子化・高齢化の進行がうかがえます。

図 人口の動き



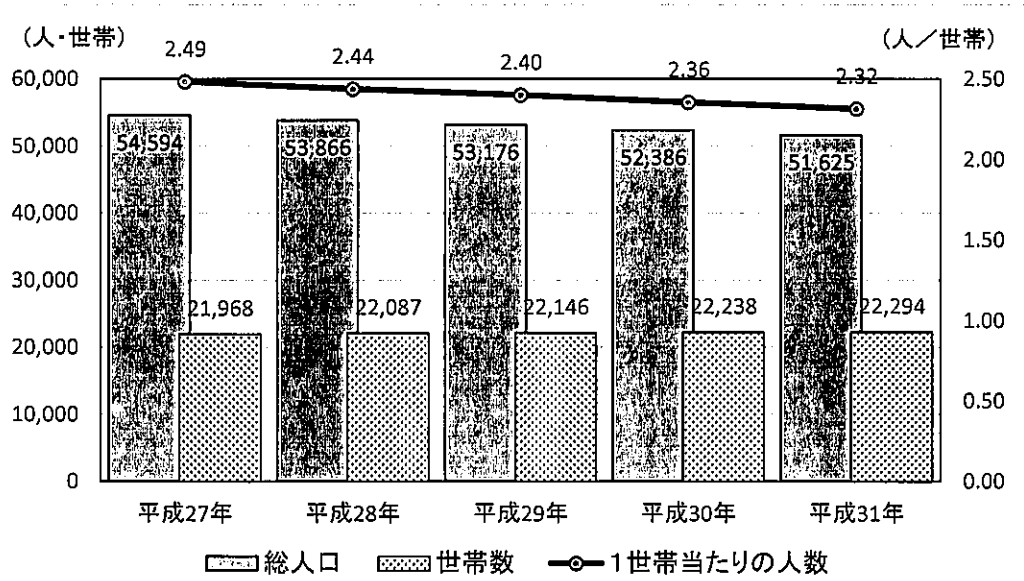
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～14歳	10.1	9.8	9.6	9.4	9.2
15～64歳	60.4	59.4	58.6	57.8	57.1
65歳以上	29.6	30.8	31.8	32.8	33.8

(住民基本台帳 各年4月1日)

② 世帯数及び1世帯当たりの人員の推移

世帯数は微増を続け、平成27年の21,968世帯から平成31年には22,294世帯となっています。総人口が微減していることから、1世帯当たりの人員は減少し、平成27年の2.49人/世帯から平成31年は2.32人/世帯へと、核家族化が進んでいる状況がうかがえます。

図 世帯数の動向



(住民基本台帳 各年4月1日)

表 世帯構成

	総数	親族のみの世帯	核家族世帯		非親族を含む世帯	単独世帯
			核家族世帯	核家族以外の世帯		
一般世帯数	19,435	14,650	11,419	3,231	195	4,584
6歳未満親族のいる一般世帯数	1,325	1,315	848	467	10	0
	100.0%	99.2%	64.0%	35.2%	0.8%	0.0%
	(6.8%)	-	-	-	-	-
18歳未満親族のいる一般世帯数	3,988	3,957	2,648	1,309	29	2
	100.0%	99.2%	66.4%	32.8%	0.7%	0.1%
	(20.5%)	-	-	-	-	-
18歳未満親族のいる一般世帯のうち母子のみ・父子のみ世帯数	301	-	-	-	-	-
1世帯当たり親族人数(人)	2.65	3.16	2.79	4.48	2.97	1.00

※ ( )内は、6・18歳未満親族のいる世帯の一般世帯総数に対する割合  
 ※一般世帯数の総数には家族類型「不詳」を含む  
 (平成27年国勢調査)

### ③ 人口動態

人口動態は、出生数の減少による自然減と、転出入者の増減による社会減の人口動態となっています。出生数は平成25年には281人でしたが、平成26年に減少し、平成27年にいったん増加しますが、平成29年には203人となっています。合計特殊出生率<sup>1</sup>は、平成27年に1.28まで増加しましたが、平成29年には0.91と1.0以下まで減少しています。

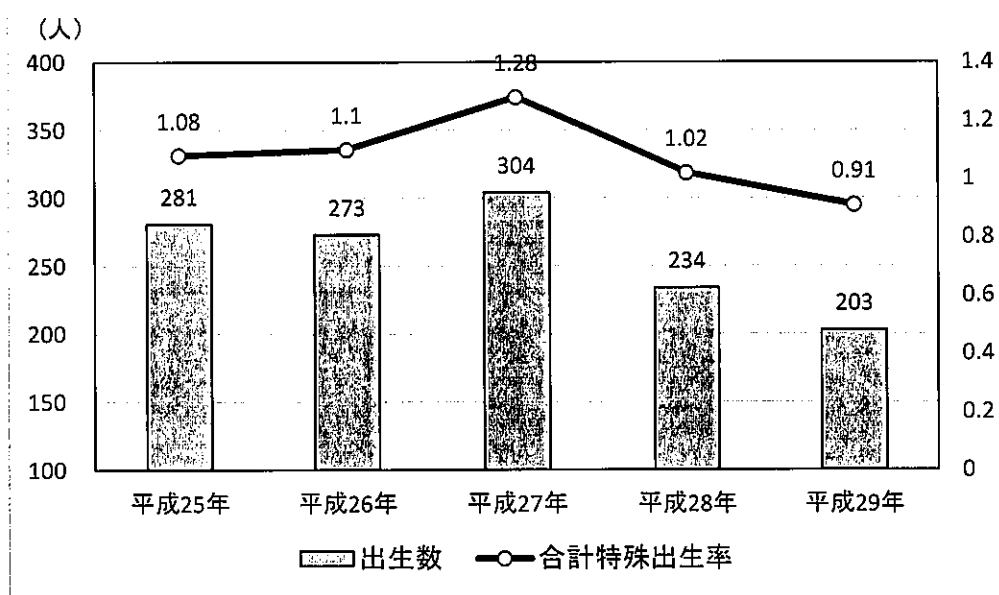
社会動態では、転入数は平成25年には1,540人でしたが、その後増減を繰り返し、平成29年には1,726人となっています。転出者についても平成25年以降増減を繰り返し、平成29年には1,877人となっており、転出数が転入者を上回り、社会減の状況となっています。

表 自然動態及び社会動態

	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成25年	281	731	△ 450	1,540	1,952	△ 412	△ 862
平成26年	273	703	△ 430	1,488	1,935	△ 447	△ 877
平成27年	304	725	△ 421	1,924	2,191	△ 267	△ 688
平成28年	234	720	△ 486	1,615	1,830	△ 215	△ 701
平成29年	203	790	△ 587	1,726	1,877	△ 151	△ 738

(千葉県毎月常住人口調査、千葉県人口動態調査)

図 出生数の動向



(千葉県人口動態調査)

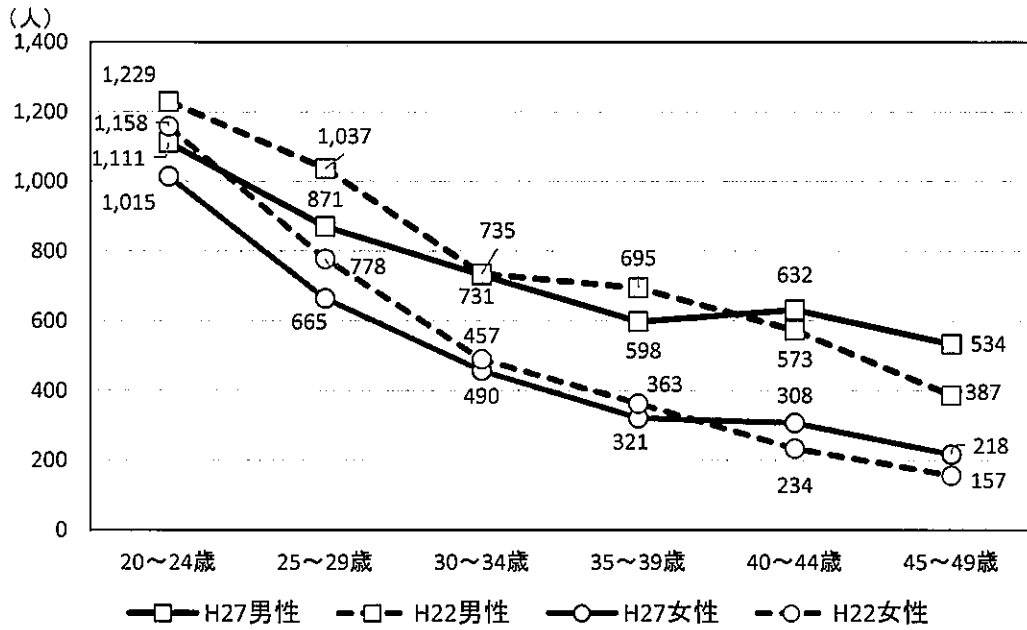
<sup>1</sup> 合計特殊出生率:15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。



④ 未婚者数

未婚者数は、平成22年と平成27年を比較すると、男女ともに40～44歳、45～49歳で増加しています。

図 年齢別未婚者数

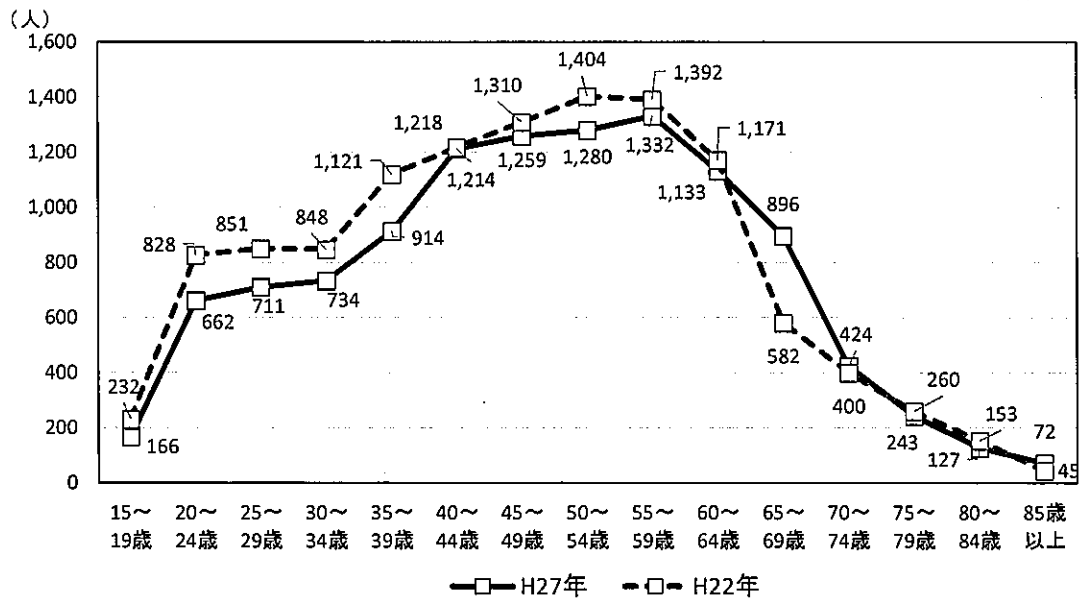


(国勢調査)

⑤ 女性の就業者数

女性の就業者数は、平成22年と平成27年を比較すると、64歳以下で減少、65～69歳、70～74歳で増加しています。

図 年齢別女性の就業者数



(国勢調査)

## (2) 子育て家庭と子どもの状況

### ① 年少人口（15歳未満）

1歳ごとの年少児童人口は、各歳とも増減を繰り返しながら年々微減傾向にあり、全体としては緩やかに少子化が進行していることがうかがえます。

表 年齢別児童数

(人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	258	286	239	202	242
1歳	296	274	288	240	225
2歳	274	296	277	292	247
3歳	322	273	304	284	309
4歳	336	316	277	308	281
5歳	347	335	318	277	302
6歳	350	335	337	312	271
7歳	402	345	333	337	312
8歳	377	402	347	337	341
9歳	352	380	404	346	335
10歳	407	353	382	402	344
11歳	431	407	352	380	405
12歳	409	433	405	346	381
13歳	441	412	438	403	348
14歳	499	442	415	434	403
合計	5,501	5,289	5,116	4,900	4,746

(住民基本台帳 各年4月1日)

表 平成31年 年齢別児童数

(人)

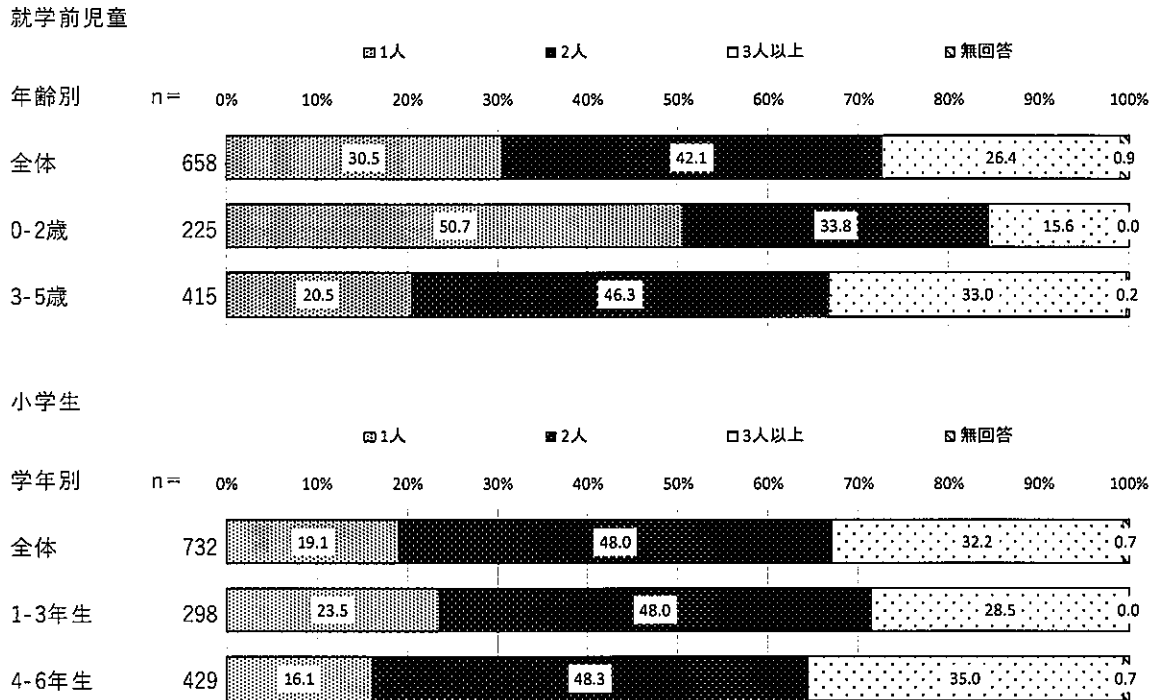
0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	合計
714	892	924	1,084	1,132	4,746

(住民基本台帳 各年4月1日)

## ② 世帯の子ども数

ニーズ調査によると、世帯の子ども数は、就学前児童のいる世帯では、「2人」が42.1%と最も多く、小学生のいる世帯でも「2人」が48.0%と最も多く、就学前児童のいる世帯に比べ「3人以上」の割合も高くなっています。

図 世帯の子ども数



(平成 30 年度 子ども・子育て支援ニーズ調査)

## ③ 子育て家庭の就労状況

子どものいる世帯の就労状況は、就学前児童の世帯は共働き世帯の割合が50%台半ば、片働き世帯が20%強ですが、小学生の世帯では共働き世帯の割合が上昇し60%強で、片働き世帯は14%程度にとどまります。

表 保護者の就労状況

	共働き世帯	片働き世帯	その他の世帯 (ひとり親世帯を含む)
就学前児童の世帯	55.3%	21.3%	23.4%
小学生の世帯	63.1%	13.5%	23.4%

(平成 30 年度 子ども・子育て支援ニーズ調査)

④ こども園・幼稚園・保育園の設置状況

現在のこども園・幼稚園・保育園の設置状況は以下の通りです。

区分	名称	所在地
こども園	山武市立なるとうこども園 山武市立なんごうこども園 山武市立しらはたこども園 山武市立まつおこども園 山武市立おおひらこども園	山武市成東 210 番地 3 山武市上横地 887 番地 1 山武市白幡 1919 番地 山武市松尾町金尾 4 4 1 番地 山武市松尾町広根 1182 番地 1
幼稚園	山武市立日向幼稚園	山武市雨坪 12 番地
保育園	社会福祉法人 日向保育園 社会福祉法人 若杉保育園 社会福祉法人 蓮沼保育園	山武市椎崎 1331 番地 1 山武市横田 172 番地 1 山武市蓮沼ハの 1033 番地 3
地域型保育施設	五反田こどもの家 キッズアップ	山武市松尾町五反田 2976 山武市成東 2 1 5 番地 2 9
認可外保育施設	宇宙あそびむら	山武市下横地 1775 番地

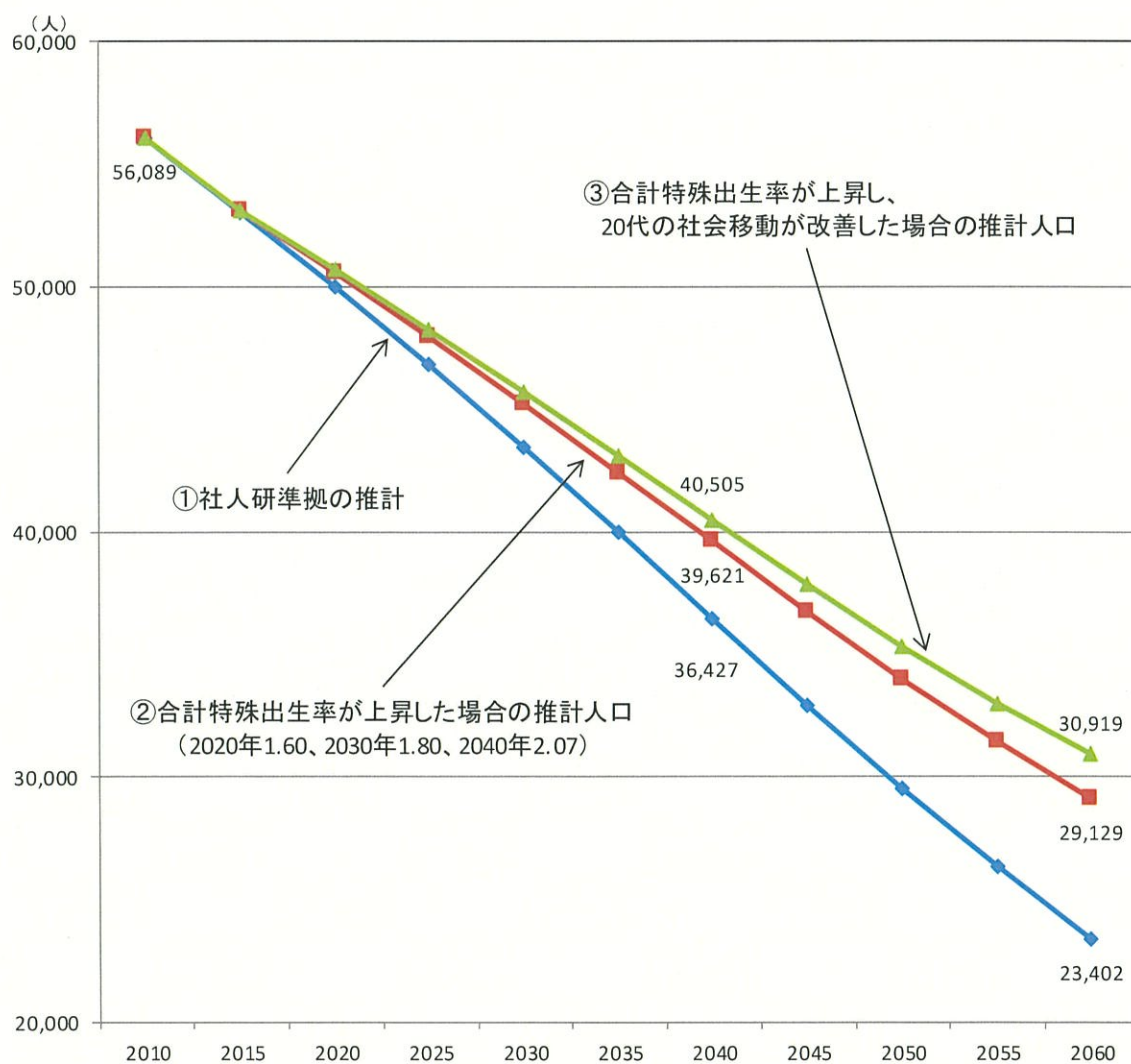
(令和2年4月1日現在)

## 2. 計画期間の人口フレームの推計

### (1) 本市の人口の将来展望

『山武市まち・ひと・しごと創生総合戦略「人口ビジョン」』では、本市の人口の将来見通しについて、合計特殊出生率の上昇、社会移動人口の改善が進み、今後の人口減少に歯止めがかけられる可能性があることを見込んで、令和 42（2060）年で約 31,000 としています。

図 将来人口の試算結果



(山武市まち・ひと・しごと創生総合戦略「人口ビジョン」)

## (2) 推計人口

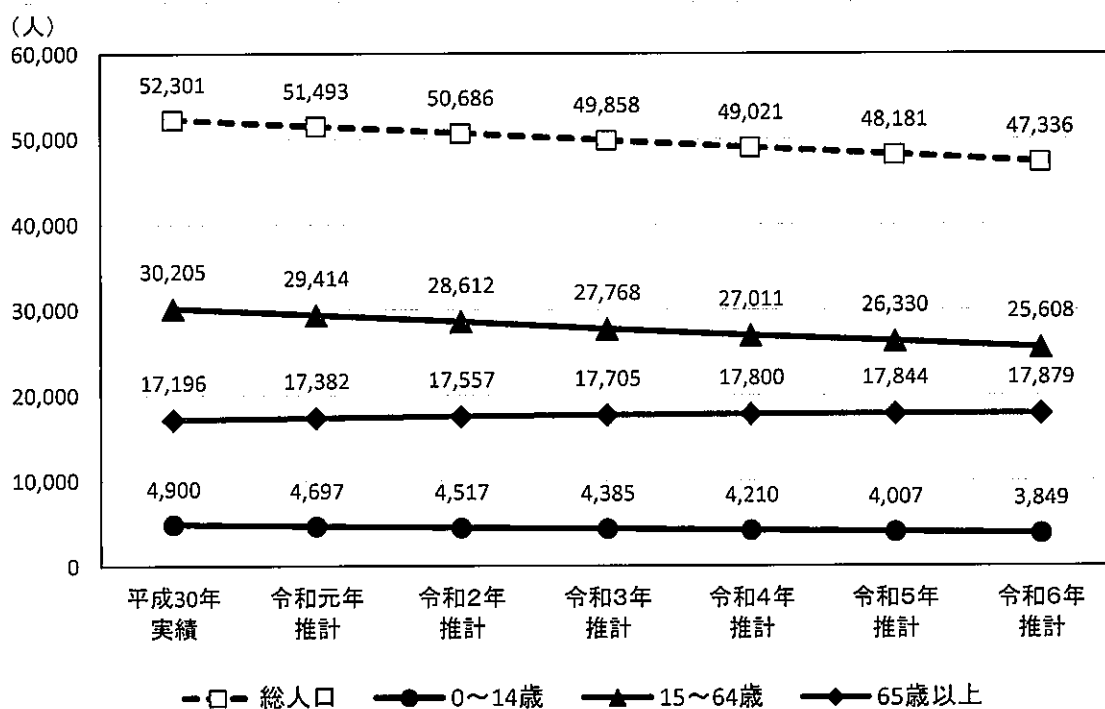
コーホート変化率法により、市の平成26年から平成30年4月1日現在の住民基本台帳人口の男女別年齢別の変化率から計画期間の人口を推計します。

平成30年の実績人口52,301人から、令和6年は47,336人と9.5%の減少が推計されます。65歳以上人口が微増し、0～14歳人口が21.4%減少することが見込まれます。

「コーホート変化率法」とは、

同じ年（または同じ期間）に生まれた人の男女別の集団をコーホートといい、過去における実績人口の動きから「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

図 推計人口



### (3) 推計児童人口

計画期間内（令和2年～令和6年）の推計児童数は減少傾向が推計されます。令和2年から令和6年の5年間で、就学前児童の人口減少率は14.3%、小学生は16.3%、中学生は12.9%、高校生は13.2%となっており、小学生の減少率が大きくなっています。

また、18歳未満人口全体では14.4%の減少が推計されます。

表 推計人口

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	217	208	199	192	183
1歳	232	224	213	204	197
2歳	210	234	226	215	206
3歳	247	214	239	230	219
4歳	297	247	214	239	230
5歳	285	298	248	215	240
就学前	1,488	1,425	1,339	1,295	1,275
6歳	305	281	294	244	211
7歳	270	301	278	291	241
8歳	309	271	302	279	292
9歳	338	309	271	302	279
10歳	337	339	309	271	302
11歳	346	336	338	308	270
小学生	1,905	1,837	1,792	1,695	1,595
12歳	397	344	334	336	306
13歳	379	399	345	335	337
14歳	348	380	400	346	336
中学生	1,124	1,123	1,079	1,017	979
15歳	401	345	377	397	343
16歳	431	401	345	377	397
17歳	403	427	398	343	374
18歳	424	384	407	379	326
高校生	1,659	1,557	1,527	1,496	1,440
18歳未満人口	6,176	5,942	5,737	5,503	5,289

### 3. ニーズ調査結果

平成 30 年 12 月に実施した「子ども・子育てに関するニーズ調査」による就労状況、教育・保育事業の利用状況等は以下の通りです。

#### 【子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施概要】

1 調査方法 標本調査

2 調査票配布・回収方法

郵便により配布（一部学校等での配布を含む）し、郵送で回収した。就学前児童及び小学生の子どもの保護者を対象に、就学前児童または小学生の内兄弟姉妹がいる場合は一番年齢が低い子どもについて、調査を実施した。

3 調査票配布数・回収状況

	配布数（件）	回収数（件）	回収率（%）
就学前児童	1,311	658	50.2
小学生	1,622	732	45.1

4 調査期間 平成 30 年 12 月 10 日～平成 30 年 12 月 25 日

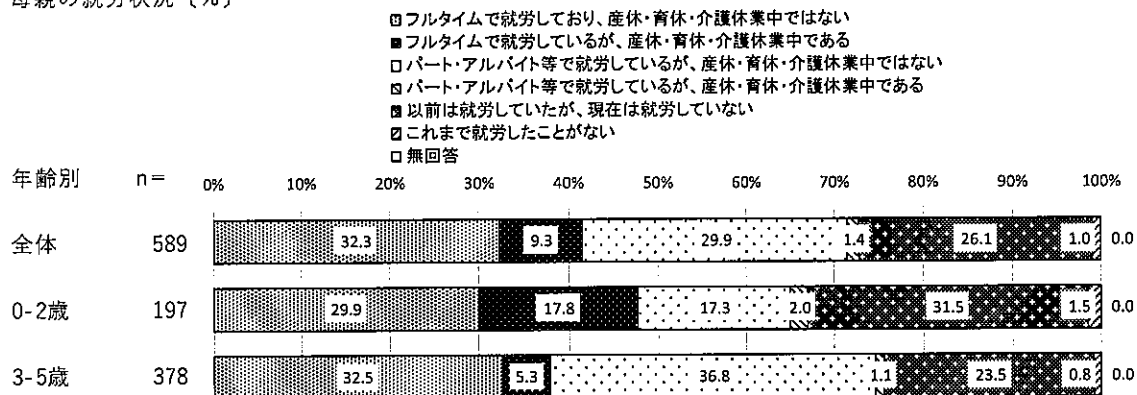
#### （1）保護者の就労状況（就学前児童・小学生）

母親の就労状況では、0～2歳で最も多いのは「以前は就労していたが、現在は就労していない」で、子どもが3歳以上になると「パート等で就労し、産休・育休中ではない」人の割合が多くなっています。

今後の就労意向では、パート等で就労している母親は、「パート等での就労継続を希望」する人が多く、未就労の母親は、子どもが就学前では「子どもが大きくなったら就労したい」とする人が多くなっていますが、小学生高学年になると「すぐにも、もしくは、1年以内に就労したい」という回答が増えています。

図 母親の就労状況

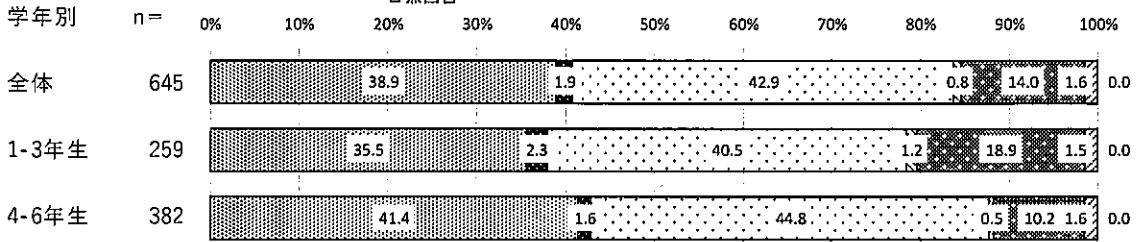
母親の就労状況〔%〕





母親の就労状況〔%〕

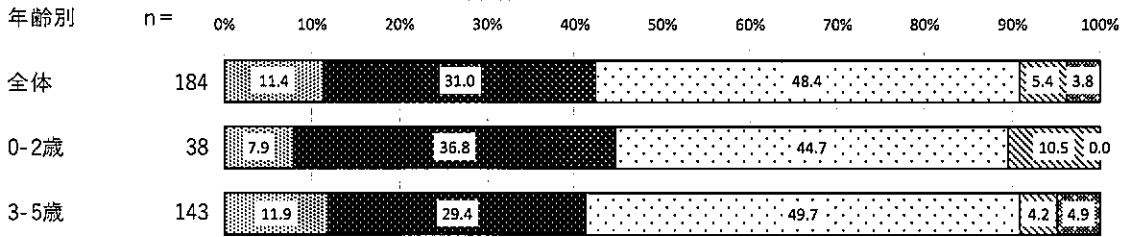
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答



☒ 母親の今後の就労意向

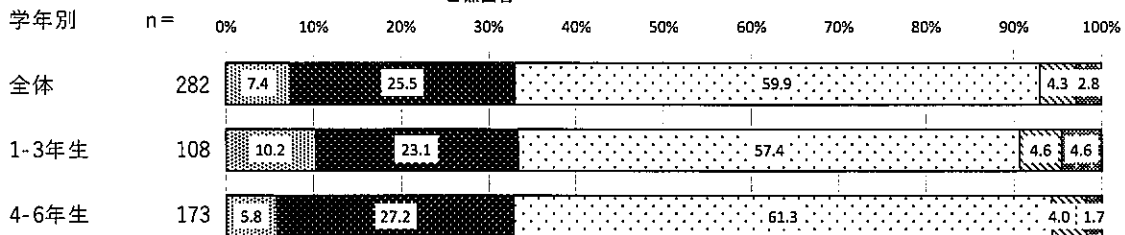
パート等の母親／フルタイムへの転換希望〔%〕

- フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
- フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- このままパート・アルバイト等への就労を続けることを希望
- パート・アルバイト等をやめて、子育てや家事に専念したい
- 無回答

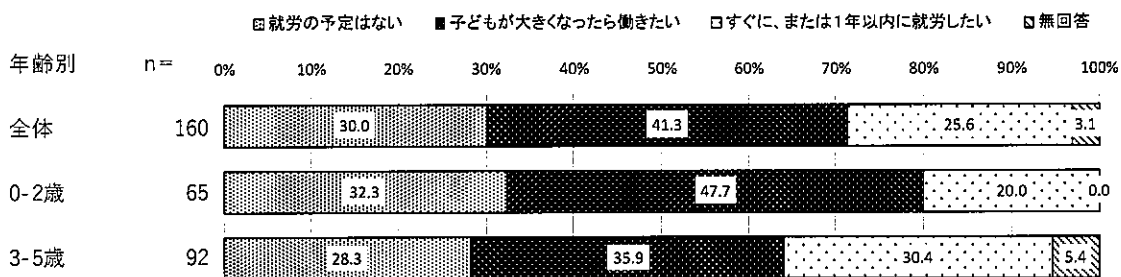


パート等の母親／フルタイムへの転換希望〔%〕

- フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
- フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- このままパート・アルバイト等への就労を続けることを希望
- パート・アルバイト等をやめて、子育てや家事に専念したい
- 無回答



未就労の母親／就労希望〔％〕



未就労の母親／就労希望〔％〕



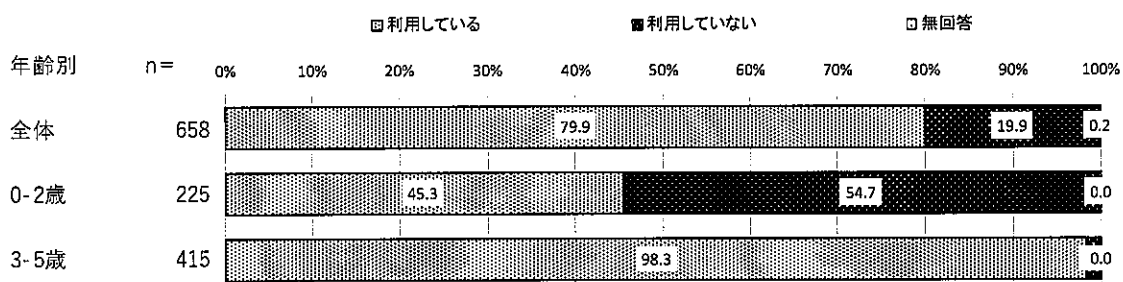
(2) 定期的な教育・保育事業の利用（就学前児童）

現在、定期的な教育・保育事業を利用している人は、子どもの年齢が3歳以上になると大半の人が利用している状況にあります。利用されている主な事業内容では、「認定こども園」が6割を超えており、最も多く利用されています。

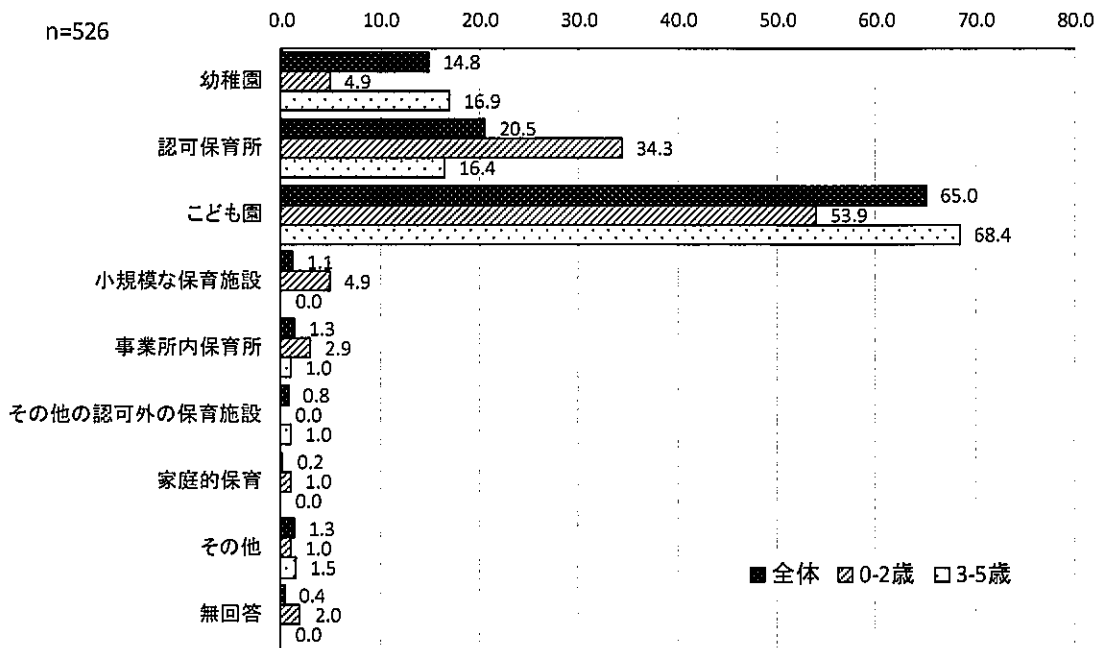
今後、定期的にご利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が最も多く、次いで「認可保育所（園）」、「幼稚園」となっています。

図 定期的な教育・保育事業の利用

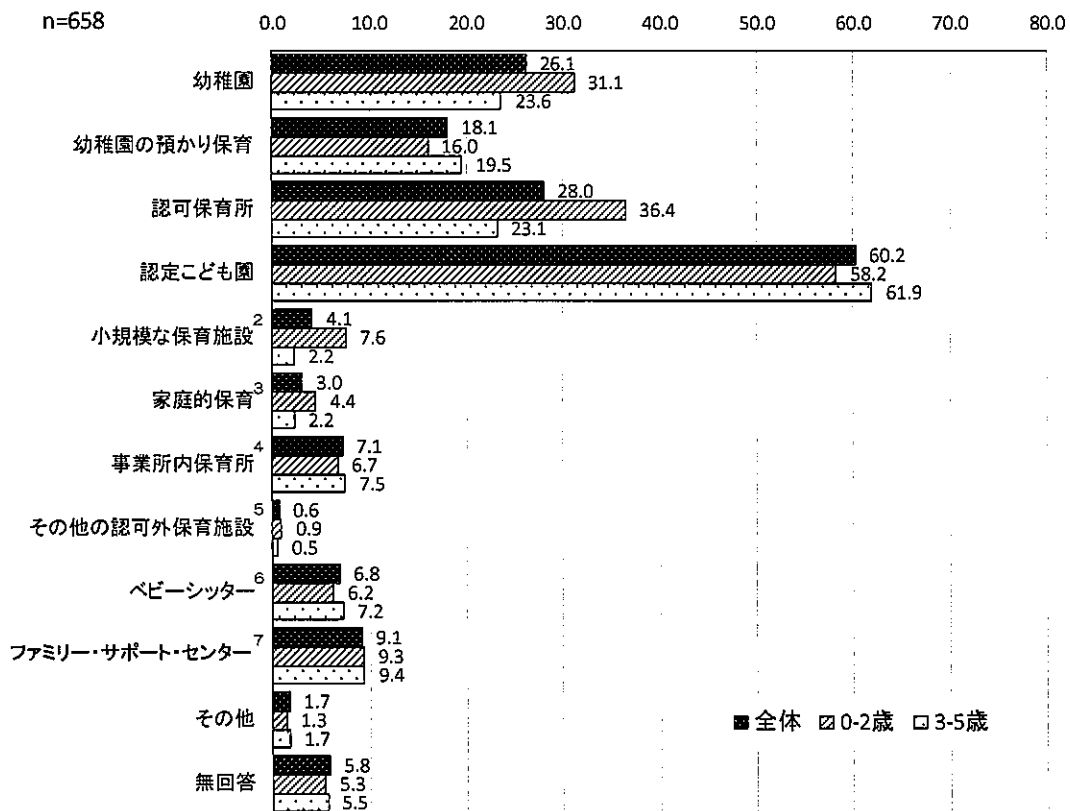
定期的な教育・保育事業の利用〔％〕



利用者／教育・保育先〔％・複数回答〕



定期的に利用したい教育・保育事業〔％・複数回答〕



<sup>2</sup> 小規模な保育施設：国が定める基準に適合した施設で市町村認可を受けた定員6～19人の施設。

<sup>3</sup> 家庭的保育：保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業

<sup>4</sup> 事業所内保育：企業が従業員の子どもの預かるために運営する施設。

<sup>5</sup> 認可外保育施設：認可保育所ではないが、県へ届出を出している保育施設で就学前児童を保育する事業。

<sup>6</sup> ベビーシッター：育児や家事を援助する民間サービス。

<sup>7</sup> ファミリー・サポート・センター：地域住民が地域で育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、保育園の送迎や預かり等、子育ての手助けをするしくみ。（山武市では未実施）

### (3) 放課後児童クラブの利用（就学前児童・小学生）

放課後の過ごし方として、小学生の現状では「自宅」、「習い事」に続いて「放課後児童クラブ」が多く回答されています。一方、就学前児童保護者では就学後の放課後の過ごし方として、「自宅」に次いで「放課後児童クラブ」の利用希望が多くなっています。

図 小学生の放課後の過ごし方（現在）

子どもが放課後を過ごしている場所〔％・複数回答〕

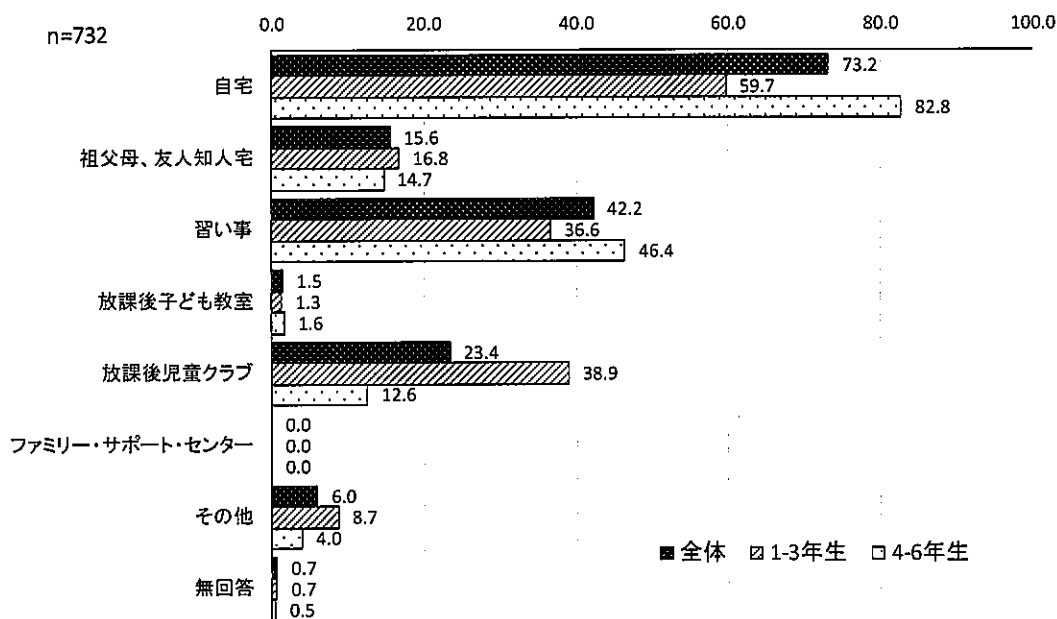
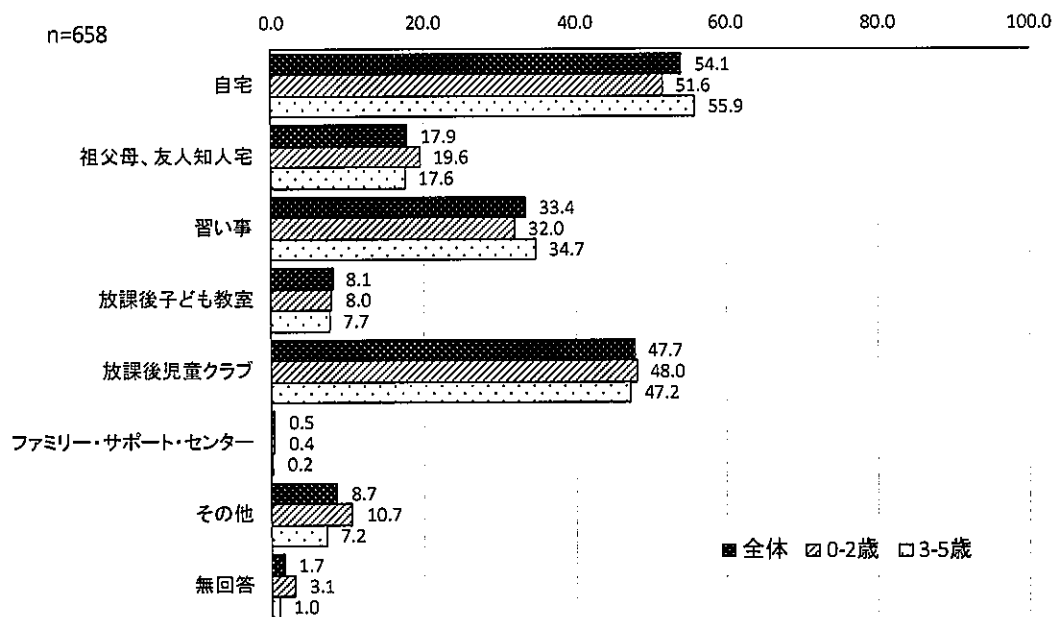


図 就学後の放課後の過ごし方（就学前児童保護者の希望）

低学年時に希望する放課後の過ごし方〔％・複数回答〕



## 4. 山武市の子ども・子育て支援の課題

### (1) 少子化・核家族化の影響

本市においても、少子化・高齢化が進んでおり、子どもたちの育ちへの様々な影響が懸念されています。0～14歳の人口は各年代で減少しています。子どもと子育て家庭への直接的な影響としては、同じ年齢の子ども同士がふれあう場や機会、子育てをしている家庭が気軽に地域で出会う、知り合う機会も得にくい状況が考えられ、親子や子ども同士がふれあえる場・機会を地域につくっていくことが課題となります。

一方で、これから家庭を築く年代の不安を取り除き、また結婚や出産意向がある世代に対し、実現しにくくしている要因をできる限り取り除くための支援をし、出産や子育てしやすい環境を可能な限り整備し、子どもの育ちと子育て支援を推進していくことが求められます。

### (2) 子育て家庭の仕事や家庭生活の変化

女性が職業を持つことへの意識の変化などにより子育て家庭の就労状況も変化し、母親の就業率が高まり、パート・アルバイトやフルタイムでの就労者が増え、子どもが低年齢児の頃から共働き世帯の割合が高まっています。これにより、低年齢児からの保育サービスニーズの増大が継続しています。

市内の入園状況をみても、幼稚園・こども園（短児部）では入園者が定員を大幅に下回っている傾向がみられます。この背景には、共働きなど、母親の就労による保育ニーズが高まっていると考えられます。このため、認定こども園の拡充などの幼保連携を進め、教育ニーズと保育ニーズのギャップを解消していくことが求められます。

子育て家庭では自宅に近い場所の入園希望も高く、地区ごとにバランスのよい教育・保育施設の機能の配置と提供体制づくりに継続して取り組んでいくことが必要となります。

### (3) 成長過程と子育て家庭の働き方に沿った多様な教育・保育サービスの充実

本市の母親の就労状況をみると、出産時に一旦退職し、その後パートで再就職もしくは再就職予定という形態も多いことが考えられます。再就職したいという希望が多いことはニーズ調査からも見受けられます。このようなことから、幼児期における教育・保育サービスの提供と学童期における保育サービス提供による就労しやすい環境づくりが主な施策として必要であるとともに、子育て家庭の状況や就労意向の変化など多様なニーズへの対応も求められています。

一方で、子育て環境の向上には、ワーク・ライフ・バランスの啓発による雇用者や父親の意識変革、制度強化を進めるとともに、乳幼児期のサービス利用の啓発を行い、市民に対して幅広い選択肢を提供していくことが必要と考えられます。

### (4) 子育てを応援する環境・地域づくり

不安や負担感を軽減し、子育ての孤立化を防ぐため、相談や情報提供の支援や安心して子育てできる環境づくりが求められます。市役所内だけでなく、関係機関や地域とのネットワークを強化し、様々な面でサポートする取組みを広げていく必要があります。

## (5) 子どもの人権の尊重

近年、児童虐待に関連する相談・報告が増加しており、全国的にも大きな社会問題となっています。児童虐待の早期発見・早期支援を総合的に対応できるように、子育て支援センター、児童相談所、警察署、こども園、保育所、幼稚園、学校等の各種関係機関の連携、地域等を含めた児童虐待防止体制の充実と強化が必要となっています。

また、市民の児童虐待への関心や意識の高揚をひきつづき図るため、児童虐待について知って考えてもらう機会の提供や情報提供等、児童虐待への理解を深めるための啓発を推進することが必要となっています。

## (6) 放課後の児童育成体制の充実

放課後児童クラブは、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「待機児童」の解消に向け、小学校区ごとに必要な機能の確保が不可欠な状況となっています。

本市のニーズ調査結果においても、放課後児童クラブを利用している・今後利用したいと回答した方が多いことから、今後も放課後の居場所としての放課後児童クラブの利用ニーズは継続するものと考えられます。

そのため、引き続き共働き家庭等の「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動をおこなうことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室<sup>8</sup>が一体的にあるいは連携して実施する総合的な放課後対策が必要となっています。

一方では、放課後子供教室の開催に必要な地域人材の確保が喫緊の課題となっています。

## (7) 外国につながる子どもへの支援・配慮

近年の国際化の進展や本市における外国人住民人口の増加などに伴い、海外から帰国した子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子どもなどのいわゆる外国につながる子どもの増加が見込まれています。

本市における18歳未満の外国人数は、平成27年度末は56人であったものが平成30年度末では88人に増加しており、その割合は100人に1人以上となる在住状況等を踏まえ、外国につながる子どもがこども園・幼稚園・保育園や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を行っていくことが重要となっています。

## (8) 子どもの貧困問題

子どもの貧困は、子どもの生活や成長に様々な影響を及ぼすものとされています。貧困の状況にある子どもは、社会的孤立になりがちで、必要な支援が受けられず、結果として一層困難な状況に陥ることが危惧されています。また、「貧困による孤立」だけでなく、親の就業等により、放課後や学校の長期休暇の間、一人で過ごす子どもがいることも社会的に大きな問題となっています。このような中、増加傾向となっている生活保護世帯やひとり親世帯の子どもたちに対する必要な支援を行っていくことが重要となっています。

<sup>8</sup> 放課後子供教室：学校の空き教室、特別教室等を活用して、地域の方々の協力を得ながら、スポーツ・文化活動、交流活動等を実施するもの。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

本市においては、人口の減少や少子高齢化が継続してみられ、核家族化や都市化の進行等も加わり、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は変化が大きく、様々な課題を抱えている子育て家庭も増えていると考えられます。また、近年では働く女性が増える中、働き方が多様化し、働き方にあった保育サービスの提供や、子育ての悩みを気軽に相談できる場を提供し、不安を解消して子育ての自信に繋がる支援が重要となっています。

このような状況はまちづくり全体においても大きな課題と位置づけており、市の総合計画や関連各計画の基本理念等を踏まえつつ、山武市のこれからを担う子どもたちの成長を社会全体で支援していくため、より具体性・実効性のある計画を目指していく必要があります。

「子育ての第一義的責任は保護者にある」という基本認識のもと、市全体が子育ての意義について再認識し、市民、家庭、地域、行政が一体となって子育てに伴う喜びと次代への希望が実感できるような環境づくりを継続して進めることが重要です。そこで、これまでの基本理念を継承し、「次代を担う子どもたちを地域ではぐくむまち さんむ」を目指し、地域ぐるみで次世代育成と子育て支援に取り組んでいきます。

**次代を担う子どもたちを**

**地域ではぐくむまち さんむ**

## 2. 基本視点

市全体で次世代育成・子育て支援を推進していくなかで、以下の視点を重視して各種施策・取組みの展開を図ります。

### ■視点1：子どもの視点

すべての子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することが基本です。これを踏まえ、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。そして、子どもの各成長過程での心身の健全な発達を支援し、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、いきいきと育つことのできる環境の整備を目指します。あわせて、子どもの成長過程のなかで、家族の役割の大切さの啓発、子どもの健全育成も含め、次代を担う人づくりの視点を取り入れて取り組んでいきます。

### ■視点2：親子のきずなという視点

子どもや子育てに関わることは、大人の生き方を豊かにしていくものです。そうした意識を醸成し、子育ての第一義的責任はまず父母その他の保護者にあるという原点に立ち返るとともに、「親子のきずな」や「家族のつながり」を深めていくことを基本的な考え方として、支援に取り組んでいきます。

### ■視点3：子どもと子育て家庭を支援する視点

子育てと仕事の両立支援だけではなく、雇用環境・生活環境・教育環境において子育てを支援することに努めます。また、子どもと保護者の孤立化などの問題を踏まえ、広く子どもと家庭への支援を進めるとともに、ひとり親家庭や支援が必要な家庭と子どもに対して支援していきます。

### ■視点4：サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するため、サービス供給量を適切に確保し、より良いサービスが提供できるよう、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組みを進めていきます。

サービス利用者である子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化の進行や産業構造の変化、価値観の多様化等により変化してきており、教育・保育等のニーズも多様化しています。このため、様々なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った総合的な取組みを行っていきます。

### ■視点5：地域が子どもの成長と子育てに関わる視点

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を目指します。



このため、ボランティア団体、子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体や社会福祉協議会、民生委員・児童委員に加え、自然環境や伝統文化等、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用していきます。

### 3. 基本目標

基本的な視点を踏まえて、以下の基本目標を掲げます。

#### ■基本目標1：子どもへの支援

次代を担う子ども一人ひとりが心豊かにたくましく育つことのできる環境づくり

子育てのための支援、子どもの人権の尊重、専門的な知識及び技術を要する支援の推進を基本とし、具体的には幼児期・学童期の教育・保育の充実、子どもの居場所づくり、児童の健全育成、子どもの健康の確保、児童虐待の防止と早期発見・早期支援、障がい児施策の充実、専門的な支援の充実を図っていきます。

#### ■基本目標2：親・家庭への支援

保護者一人ひとりが安心して子どもを育てられる環境づくり

安心できる保育体制の充実、安定した家庭生活に向けた支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を基本とし、ニーズに応じた多様な子育て支援サービスの提供、ひとり親家庭の自立支援、子育て家庭の経済的支援、次代の親の育成、家庭の教育力の向上を図っていきます。

#### ■基本目標3：地域・社会全体での支援

子どもと子育てを支援する地域社会づくり

地域社会全体での子育て支援、子育てを支援する生活環境の整備を基本とし、地域コミュニティによる子育て支援の充実、良好な住環境の確保、安全・安心なまちづくりの推進、多様な働き方の実現と働き方改革の推進を図っていきます。

## 4. 施策の体系

### 【基本理念】

# 次代を担う子どもたちを地域ではぐくむまち さんむ

### 【基本目標】

### 【基本施策】

### 【主な事業・取組み】



## 第4章 基本施策の展開

### 基本目標1：子どもへの支援

#### 1-（1）教育・保育サービスの推進

子育て家庭の働き方に沿った多様な教育・保育サービスの充実を図るため、一時保育事業、こども園短児部や幼稚園の預かり保育事業を含めて、保育ニーズを踏まえたサービス提供体制づくりに取り組みます。

また、全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子供教室において、既存教室等の活用促進及び放課後等における学校施設の一時的な利用を促進します。

指導力・授業力向上や健全な身体づくりなどに取り組み、子ども一人ひとりの個性・可能性を大切に、生きる力を育む教育を推進するとともに、信頼される学校づくり、幼保一体化を推進します。いじめや不登校など学校生活での悩み・課題をもつ子どもへの対応・支援も必要です。

下記の成果指標に対して評価をし、必要に応じて計画を見直していきます。

#### 【成果指標】

指標名	現状値 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)
幼稚園・保育所・こども園の利用定員充足率	85.1%	85.0%
就学前保育・教育に関する保護者の満足	96.9%	97.0%
学童クラブの定員充足率	83.8%	83.8%

#### 1-（1）-① 保育サービス

保育サービスの充実、質の向上を図るための取組みや、保育ニーズを踏まえたサービス提供体制づくりに取り組みます。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
通常保育事業	公立こども園5か所、公立幼稚園1か所、私立保育園3か所で実施します。
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に合わせ、通常の保育時間を超えて保育を実施します。

### 1－(1)－② 幼保一体化の推進と保育の質の向上

質の高い幼児期の教育・保育の推進方策及び幼保連携の取組みを推進し、保護者の教育・保育ニーズを踏まえ保育の質の向上に取組みます。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
認定こども園の設置	幼稚園・こども園の区別なく、教育・保育カリキュラムにより幼児教育・保育を推進します。
幼保連携	質の高い幼児期の教育・保育の推進方策及び幼保連携の取組を研修等により推進します。
保育の質の向上のための取組み	園内研修の充実、各種外部研修へ積極的に参加することにより、保育士としての資質向上を図ります。 各こども園・幼稚園で自己評価及び保護者を対象とした評価アンケートを実施し、評価結果についての検討を行い改善に活かします。

### 1－(1)－③ 一時預かり事業

こども園では主に就園前の子どもの預かり、短時間勤務の世帯の子どもの保育を一時保育として実施しています。保護者の働き方や利用希望を把握しながら提供していきます。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
一時保育事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった子どもを対象に、こども園等において一時的に預かり、必要な保育を実施します。

### 1－(1)－④ 新・放課後子ども総合プランの推進

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めるなどし、新・放課後子ども総合プランの推進を図ります。

推進にあたっては、福祉部局・教育委員会が連携しながら総合的な放課後児童対策を検討します。併せて、放課後児童対策は社会全体の問題でもあることから、コミュニティ・スクール等を推進する中で、学校・家庭・地域など社会総掛かりで取り組めます。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	市内小学校児童及び市内在住児童を対象に、平日は小学校授業終了時から午後7時まで、土曜日は午前8時から午後7時まで受け入れを実施します。（春・夏・冬休みは午前7時30分から午後7時まで）
放課後子供教室	小学校児童を対象に、地域の大人が講師となって体験学習等の教室を開設し、子どもの多様な体験活動ができる場を提供します。また、既存教室等の活用促進及び放課後等における学校施設の一時的な利用を促進します。

### 1－(1)－⑤ 学校の教育環境等の充実

地域の特性を踏まえながら、国及び県の文教施策に基づいて、「生きる力」を育む学校教育の充実、国際化・情報化・科学技術の急速な進展に対応できる児童生徒の育成を図っていきます。

また、地域の人材や特産物などの教育資源を活用し、米作り体験や郷土料理を作るなど特色ある総合的な学習を展開していきます。体力づくりでは、部活動に児童生徒も顧問も一丸となって取組める体制の推進、運動会・体育祭、マラソン大会など体育行事を実施していきます。

小学校への接続を円滑に行うため、こども園・幼稚園・小学校の教職員間の意見交換等により健全な子どもの育成に努めながら、教育、保育の一体的な提供の推進に向け、共通理解を図り、一貫した指導を行っていきます。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
「確かな学力」の向上の推進	ICT 機器を効果的に活用するとともに、少人数指導等によるきめ細かな指導の充実を図ります。思考力や判断力・表現力が身に付けられる授業を展開できる教員の育成を図ります。
総合的な学習時間の実施	地域の教育資源を活用し、創意工夫をした特色ある総合的な学習を展開します。
健全な身体づくり (部活動の実施、 体育行事の実施)	部活動には生徒も顧問も熱心に取り組み、多くの生徒が参加の体制で実施します。主な学校行事として運動会・体育祭やマラソン大会を実施します。
信頼できる学校づくり (学校教育目標の公表・学校評価の実施)	年度初めに学校教育目標を明らかにし、日々の実践を積み重ね、定期的に学校評価を保護者に依頼しています。各学校独自の評価を実施し、次年度の取組みに活かします。
教職員間の意見交換会の実施	こども園・幼稚園・小学校の教職員間で意見交換会を実施するなど、教育、保育の一体的な提供の推進に向け、共通理解を図ることで、健全な子どもの育成に努めます。

### 1－(1)－⑥ いじめ・不登校などへの対応

いじめや不登校など学校生活での悩み・課題をもつ子どもへの対応・支援として、被害を受けた子どもの保護対策に努めるとともに、スクールカウンセラーによる相談体制の拡充、各種相談窓口や関係機関等との連携を図れるように努めます。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
いじめ等の被害にあった子どもの保護	いじめ等の被害を受けた子どもに対し、家庭相談員・家庭教育指導員・スクールカウンセラー・心の教室相談員が学校・警察署・児童相談所等と連携を図り、保護、対策を協議します。
不登校・引きこもり対策	不登校・引きこもりについて学校全体で当該児童生徒に関する共通理解を深め、スクールカウンセラー・心の教室相談員・家庭教育指導員の支援を受けながら登校へ向けての支援を行います。
相談体制の拡充	いじめ問題メール窓口やいじめ相談アプリ「STOP it」を活用し、相談窓口の充実を図るとともに、訪問相談担当教員、スクールカウンセラー、心の教室相談員及び家庭教育指導員による児童生徒や保護者の相談を実施します。

## 1－(2) 子どもの成長・発育にあった健康づくり

子どもの成長・発達にあわせて相談を実施し、親子の育ちを支援します。また、思春期の心身の健康づくりのため、学校保健での取組みとともに、健康支援課や関係機関と協力して支援します。

下記の成果指標に対して評価をし、必要に応じて計画を見直していきます。

### 【成果指標】

指標名	現状値 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)
乳幼児健診の受診率	95.8%	95.0%
朝食を毎日食べている児童・生徒の割合	82.8%	85.0%
生活習慣の改善に努めた生徒の割合	23.1%	30.0%

## 1－(2)－① 健康診査

妊娠や乳幼児を対象とした妊婦乳児一般健康診査、妊婦歯科健康診査、乳幼児健康診査を行い、各種健診の受診勧奨や健診後の指導の充実などきめ細やかな対応に取り組みます。

また、健康増進計画等を踏まえ、妊娠から出産、子どもの成長など各段階に沿った親子の健康づくり施策を推進します。

### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
医療機関委託健康診査 (妊婦・乳児)	妊婦一般健康診査は、妊婦1人につき14回を基準とし委託医療機関で実施します。 乳児一般健康診査は、乳児1人につき2回を基準とし、生後3～8か月と生後9～11か月に委託医療機関で実施します。
妊婦歯科健康診査	妊娠届提出の際、希望者に妊婦歯科健康診査申込書及び実施記録票を発行し、妊娠中に1回、市内契約歯科医院において公費負担で妊婦歯科健診を実施します。
乳幼児健康診査	発育・発達の節目時期(4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児)に合わせ、健康診査を実施します。 また、2歳6か月児を対象に歯科健康診査を実施します。健診前後にカンファレンスを行い、子育て支援や虐待予防、発達支援等が必要な親子と継続して関わりをもつ機会としています。 各健康診査未受診者についてはその理由や家庭状況の全数把握に努めます。

### 1－(2)－② 発達支援

子どもの成長・発達にあわせて、発達支援のための教室、相談を実施し、親子の育ちを支援します。

また、健診結果等で支援や関わりが必要な親子を把握し、関わりをもつ場、集団で過ごす場を確保し、相談への対応、集団での指導を行います。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
ことばの相談	主に幼児健康診査の事後指導として言語聴覚士による個別相談を実施します。 また、小学校では「ことばの教室」を開設し、担当教員が発音指導等を実施します。
のびのび発達相談	主に幼児健康診査の事後指導として臨床心理士等による個別相談を実施します。 また、希望のあったこども園・幼稚園等を特別支援学校教員、臨床心理士等と保健師が巡回し、園児及び保育士への支援を行います。山武市簡易マザーズホーム等の利用支援や、就学に関して教育委員会等関係機関との連携にも努めます。
カンガルーひろば	発育や発達につまずきのある子どもと保護者を支援する場として幼児健診後に事業を紹介し、保育士、保健師、臨床心理士等による遊びを中心とした集団指導を実施します。

### 1－(2)－③ 食育の推進

子どもの成長・発達にあわせて、食育のための教室、相談を実施し、親子の育ちを支援します。子どもの成長は著しく、心身の成長段階にあった健康支援として、離乳食から始まる食育や支援が必要な親子などへの、子どもの成長にあった健康づくりの支援が重要です。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
離乳食教室	乳児をもつ家族を対象に、離乳食に関する健康教育を実施します。離乳食の進め方について、実習を通して、その時期に必要な量や固さ、手作りの大切さを伝えます。
食育の推進	こども園・幼稚園・小中学校等において、栄養士等を中心として、関係機関と連携した食育教室を実施します。 また、子どもの食育に携わる指導者の知識向上のための研修会を開催します。必要に応じ、各園を巡回し、指導者の悩みに対応した研修会を開催します。



### 1－(2)－④ 思春期保健対策の推進

心身の変化や生命の大切さを知ることは、自分や相手を大切に考えられるようになり、生涯にわたり、自分の命や健康を守ることにもつながります。

思春期の心身の健康づくりのため、学校保健での取組みとともに、健康支援課や関係機関と協力して取り組みます。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
性教育 (思春期教室)	性教育年間計画により、授業のなかで性教育や思春期の健康づくりについての学習を学校ごとに実施します。関係機関が連携し、事業内容の充実に努めます。
飲酒・喫煙・薬物 乱用防止	学校保健全体計画等により、学校ごとに薬物乱用防止についての指導を行います。

### 1－(3) 子どもの人権の尊重と支援を必要とする子どもへの支援

児童への虐待的行為を未然に防止するとともに、虐待の危険があるケースに迅速かつ適切に対応できるように、支援体制の整備に努めます。

障がいや発育の遅れ、発達障がいなどのある子どもの育ち、自立を支援するため、それぞれの子どものに合った特別な支援教育の推進を図り、関係機関との連携により障がい児へのサービス提供を促進します。

また、いわゆる外国につながる子どもへの子育て支援等の円滑な利用促進に努めます。

下記の成果指標に対して評価をし、必要に応じて計画を見直していきます。

#### 【成果指標】

指標名	現状値 (平成 29 年度)
児童虐待通告件数	62 件
児童に関する措置件数	4 件

### 1－(3)－① 子どもの人権の尊重・児童虐待防止対策

児童への虐待的行為を未然に防止するとともに、虐待の危険があるケースに迅速かつ適切に対応できるように、健診の場面やこども園・幼稚園・学校での見守り、地域での見守り体制の拡充を図るとともに、専門家や関係機関との連携を強化し、市としての支援体制の整備に努めます。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
児童虐待防止対策	児童虐待防止のため家庭児童相談員等が個別の相談等に対応します。児童虐待に対する各機関の共通認識を深め、連携して対応します。
乳幼児健診、育児 相談等での見守 り・対応	児童虐待の予防、早期発見のため、健診や相談事業後のカンファレンスを活用して、家庭児童相談室へつなげています。また、母子保健事業において、育児不安、孤立家庭への支援を行い、発生予防に努めます。

子ども人権 (CAP) 事業	子どもたちがいじめ、様々な暴力等から自分を守るための人権講習プログラムを実施することで、子どもたちの「生きる力」を引き出し、子どもの「安心・自信・自由」の権利と自らの身を守るための方法を練習させます。
-------------------	--

### 1－(3)－② 児童発達支援・障がい児の自立支援

障がいや発育の遅れ、発達障がいなどのある子どもの育ち、自立を支援するため、母子保健事業の推進、保育体制と教育環境の充実などを含め、それぞれの子どもに合った特別支援教育の推進を図り、広報活動や関係課、関係機関との連携により障がい児へのサービス提供を促進します。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
障がいのある子どもの訓練事業・障害福祉サービスの利用促進	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを実施します。山武市簡易マザーズホームでは児童発達支援、放課後等デイサービス等を実施し、療育活動を行います。母子保健事業では、発達支援の教室等を開催し、療育と相談の場を提供します。
障がいのある子どもの保育の推進	こども園・幼稚園や放課後児童クラブへの障がいのある子どもの受け入れ体制を整え、適切な対応を行います。
特別支援教育の推進	障がいのある子どものそれぞれの状況を把握し、その子どもにあった個別計画を作成し、支援できるように福祉・保健・教育の各分野の関係機関と連携し、支援員の配置により、学校での生活を支援します。

### 1－(3)－③ 外国につながる子どもへの支援・配慮

近年、本市において多くの外国人住民が暮らしており、こども園・幼稚園を利用する外国人児童も増加しつつあります。

このような背景の中、母国の育児習慣で子育てをする外国人家庭が日本の地域社会で、安心して子育て・子育てができるための支援が重要となっていることから、今後外国語対応支援や外国の文化・習慣を配慮した指導に関する研修等の実施を視野に入れ、保育士等を支援することにより、外国につながる子どもへの支援・配慮を目指します。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
多文化共生社会の推進	在住外国人と地域の人々が、共に理解し認め合い暮らしていけるよう、さんむグローバルセンター事業の語学教室等を支援します。また、子供のコミュニケーション能力を高め、異文化を許容する心を育むため、小学校児童への英語教室を開催します。
帰国・外国人児童生徒の日本語指導担当者連絡協議会 (県教育委員会主催)	外国人児童生徒の日本語指導等に関わる教員や語学ボランティア等を対象として、指導力の向上を図るとともに、外国人児童生徒の受け入れ体制の充実を図ります。また、外国人児童生徒の指導に携わる担当者が相互に情報を交換することにより、日本語指導教室の充実を図ります。

## 基本目標 2：親・家庭への支援

### 2-（1）家庭と地域の教育力の向上

子どもの健全な自立のために、家庭や地域で見守られながら健やかに成長することが大切です。より良い親子関係を築くため、大人と子どもが参加でき、多くの保護者に関心をもってもらえるように工夫しながら、講座等行事の継続を推進します。

下記の成果指標に対して評価をし、必要に応じて計画を見直していきます。

#### 【成果指標】

指標名	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 4 年度)
配偶者・その他の親族以外で子育てを相談できる相手がいる保護者の割合	99.2%	99.2%
育てにくさを感じた時に対処できる保護者の割合	91.0%	91.0%

#### 2-（1）-① 親業講座・家庭教育学級

子どもの健全な自立のために、家庭や地域で見守られながら健やかに成長することが大切です。より良い親子関係を築くための保護者向けの講座や、親子で参加できる講座等を開催します。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
親業講座	親として子どもの心を理解し、より良い親子関係を築くため、親としての役割や子どもとのコミュニケーションの方法を学ぶ機会として親業講座を開催します。
家庭教育学級	安らぎのある楽しい家庭をつくるため、夫婦がお互いを尊重し合い、子どもと前向きに向き合い子育てすることによって、家庭の教育力を高めることを目的に家庭教育学級を開催します。

## 2- (2) 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

相談窓口や関係機関が連携し、ケース検討や助言、指導などを行い、概要や子育て情報などを子育て家庭に提供します。

また、子育て支援拠点等より、相談や講座開設など事業展開していくとともに、相談しやすい環境づくりに取り組みます。

下記の成果指標に対して評価をし、必要に応じて計画を見直していきます。

### 【成果指標】

指標名	現状値 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)
各種子育て相談延べ件数	3,204 件	3,200 件

### 2- (2) -① 情報提供体制の充実

核家族化や少子化が進むなか、子育てについての悩みや不安を抱えている家庭が多くなっています。相談窓口や関係機関が連携し、子育てに関する情報を得られるように、子育て家庭に対しての情報提供体制の充実に取り組みます。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
子育て情報の提供	子育てハンドブック、広報紙、ホームページ、子育てアプリ等による情報提供を行います。 専門職等による相談の際、子育てに関する情報提供を行います。

### 2- (2) -② 相談体制の充実

子育てに関する悩みや不安を抱えたときに、専門家に相談できる場所があるのは問題解決への糸口になるだけでなく、心の安定にもつながります。

児童生徒や保護者の相談、情報提供により、いつでも気軽に適切な相談・助言・支援が受けられるよう利用しやすい環境づくりに取り組みます。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
相談体制の拡充	訪問相談担当教員、スクールカウンセラー、心の教室相談員及び家庭教育指導員による児童生徒や保護者の相談を実施します。また、子育て支援課には母子・父子自立支援員、家庭相談員を配置し、健康支援課には子育て世代包括支援センター（はびねす）と母子保健コーディネーターを配置し、関係機関と連携して、解決に向けての相談対応、ケース検討や助言、指導などを行います。
子育て支援センターや子育てサークルでの相談	子育て支援センターで相談を受け、保育士と保健師等の連携により相談に対する支援に努めます。子育てサークルの活動のなかで相談や情報提供を行います。
こども園・保育園等での園庭開放	こども園は月2回、幼稚園は月1回園庭を遊び場として開放します。

## 2- (2) -③ 育児相談・健康支援

母子保健事業と学校保健事業を中心に子どもと母親の健康を保持・増進するため、訪問指導、健康教育、健康相談、予防接種などを行い、健康づくり計画等を踏まえ妊娠から出産、子どもの成長など各段階に沿った親子の健康づくりを推進します。

### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
妊婦健康相談	妊娠届を受理し、母子健康手帳を交付する際に、保健師等が面接を実施します。面接時に妊婦の体調確認、サービスの紹介、妊娠期に必要な情報提供を行います。またハイリスク妊婦の早期発見に努め今後の支援につなげます。
パパママサロン	妊婦及び家族に対し、妊娠・出産・育児の専門的な知識を普及するとともに、妊婦同士の情報交換、交流の機会として実施します。
産後ケア事業	家族等からの出産後の支援が得られない等、特に支援を必要とする産後のお母さんと生後4か月未満の赤ちゃんに対し、心身のケアや授乳指導、育児相談等のきめ細かい支援を行うため、近隣地域の医療機関、助産院等に事業を委託し、実施します。
妊産婦・乳児訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業を含む）	妊産婦並びに乳児を対象とし、助産師・保健師が訪問指導を実施しています。出生通知書により希望のあった方だけでなく、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）として、生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を目指し市内への里帰りにも対応します。また、平成25年度から低体重児の訪問指導が県からの権限移譲により市の業務となり、低体重児出生届により助産師・保健師が訪問指導を実施します。
すくすく広場	乳幼児とその家族を対象に、子育て支援センター等で毎月2～3回開催し、身体計測、育児・栄養・歯科の相談や講話を行っています。乳幼児健診でフォローが必要と判断された乳幼児の継続支援の場としても活用します。
ベビーサロン	生後2～8か月までの乳児を対象に母親同士の交流の場、育児相談の場として、毎月1回助産師によるベビーオイルマッサージ及び母乳相談、栄養士のワンポイントアドバイス等を行います。
産後のセルフケア&バランスボール教室	生後2～5か月までの乳児とその母親を対象に、バランスボール体操による有酸素運動と母親同士のコミュニケーションを通じて、心と身体健康回復を図ります。
小児予防接種事業	予防接種法に基づき定期予防接種を実施します。出生届、転入届の提出時に予診票及び接種方法の説明や冊子を同封し、情報提供をします。また、必要に応じて個別通知や広報誌、各母子保健事業実施の際、適切な情報提供と接種の促進に努めます。
学校保健	各学校、教育委員会、健康支援課が連携し、健康相談、健康教育、歯科保健、食育事業、要保護児童生徒への対応、児童生徒の発達支援等を行います。 学校保健安全法により学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱し、児童生徒の健康相談、健康診断、感染症予防に関する指導・助言や学校保健計画の立案に参加するなど学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の協力を得ています。 学校保健全体計画により学校保健事業を実施します。各種検診による疾病の早期発見と健康状態の把握に努めます。保健だより等で、健康に関する啓発を行い、心の健康に重点をおいた健康相談に努めます。

歯科保健	むし歯予防対策のため、1歳1～3か月児を対象としたいい歯モグモグクラスや、こども園・幼稚園等において園児及び保護者を対象とした歯科健康教室、小中学校において児童生徒を対象（保護者を含む）とした歯科健康教室を実施します。また、フッ化物による予防処置事業として、各幼児健診等においてフッ化物歯面塗布、各こども園・幼稚園等において4・5歳児の希望者を対象としたフッ化物洗口を実施します。
------	--

## 2- (3) 子育て家庭の経済的支援の推進

児童手当の支給、子ども医療費の助成、保育料の減免など、子育て家庭の経済的な負担を軽減する施策について、国、県の動向等を踏まえながら、適切な支援が促進されるように努めます。また、子どもの貧困対策における家庭への支援やひとり親世帯への相談活動や自立に向けての支援策を推進します。

下記の成果指標に対して評価をし、必要に応じて計画を見直していきます。

### 【成果指標】

指標名	現状値 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)
子育ての経済的負担軽減に関するのべ受給者数	76,140人	76,140人
ひとり親家庭の自立率	4.3%	4.3%

### 2- (3) -① 子ども医療費・高校生等医療費助成

子どもから高校生までの医療費を助成することで、子育て家庭の経済的な負担を軽減する支援を推進します。

本市では独自の制度により、子ども医療費と高校生等医療費の無償化を令和元年8月診療分から実施し、子育て家庭の経済的負担軽減の支援をしています。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
子ども医療費助成	中学校3年生までの子どもの通院・入院・調剤等の医療費を対象に本市独自の制度で助成します。
高校生等医療費助成	高校生等の医療費を登録制により申請のあった場合、償還払いとして本市独自の制度で助成します。

### 2- (3) -② 保育料・給食費の減免

子どもを産み、育てやすい環境づくりのため、保育料等の減免により子育て家庭の経済的負担軽減の支援をしています。

本市では、国の基準枠より拡充して独自に保育料や給食費の減免を行い、子育て家庭の経済的負担軽減の支援をしています。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
保育料の減免制度 (0~2歳児)	少子化対策の視点から子どもを産み・育てやすい環境づくりのため、国の基準に比べ、負担の少ない基準を市で設定し、保育料を助成します。また、第3子以降の子どもの保育料を免除します。
給食費の減免制度 (3~5歳児)	本市独自で主食費の免除を行います。また、一定の所得以下の世帯の子どもと第3子以降の子どもについては、副食費の免除を行います。

## 2- (3) -③ 子どもの貧困・ひとり親家庭への支援

ニーズ調査では、貧困世帯における子どもの支援に必要な取組みについて、「子ども食堂」のほか、「子どもの学習支援」「学校が実施する学習支援」などが上位となっています。

家庭の経済状況に左右されることなく、子どもが望む将来を支援するため、地域や家庭の実情に配慮した、子どもの居場所づくりへの支援が重要となっています。

ひとり親世帯は増加傾向であり、相談活動とともに、自立に向けての支援策を推進すると共に、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費等助成により、ひとり親家庭への経済的負担軽減を支援します。

### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
ひとり親世帯児童虐待防止対策	保健福祉・教育関係各窓口において、ひとり親家庭等の子育てや各種制度についての相談に対応することで虐待防止に努めます。また、地域での相談には、民生委員・児童委員が対応します。
母子家庭自立支援給付金事業	高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金により、生活の負担の軽減とひとり親家庭の自立の促進を図ります。
生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の充実	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援や学習の場所・機会の提供を通じて、高等学校への進学や卒業を支援することで、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図ります。
児童扶養手当	ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給します。
ひとり親家庭等医療費等の助成	ひとり親及びその児童に対し、医療費・調剤費及び診療。調剤報酬証明手数料の一部について助成金を支給します。
就学援助制度	教育委員会が認める要保護・準要保護児童生徒等の保護者に対して、就学援助費を支給します。

## 2- (3) -④ 児童手当等助成

児童手当の支給、未熟児養育医療の給付、特定不妊治療費の助成等により、子育て家庭の経済的な負担を軽減する支援に努めます。

また、障がい児の養育に関する経済的支援の推進にも努めます。

### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
児童手当	制度に基づき、中学校修了前までの子どもをもつ家庭を対象にした児童手当を支給します。
児童扶養手当(再掲)	ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給します。
未熟児養育医療給付事業	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なままで出産し、入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担する制度で、平成25年4月から実施主体が県から市町村へ権限移譲となりました。
特定不妊治療費助成事業	高額な治療費を要する特定不妊治療の費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
障がい児の養育に関する経済的支援の推進	国の制度に基づき、特別児童扶養手当、障害児福祉手当の支給事務を実施します。



### 基本目標 3 : 地域・社会全体での支援

#### 3- (1) 安心して子育てできるまちづくりの推進

子どもと子育て家庭が快適に暮らせるように、生活環境の向上を図るための整備を促進します。

また、関係機関と地域の協力を得ながら、交通安全活動を推進し、地域で子どもを守り、安全に育て、子育て家庭が安心して暮らせるように、地域との連携を推進します。

下記の成果指標に対して評価をし、必要に応じて計画を見直していきます。

##### 【成果指標】

指標名	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 4 年度)
登下校時における児童生徒の事件・事故件数	5 件	
学校教育活動に協力した市民数	533 人	600 人
青少年育成事業・体験学習への児童・生徒参加者数	4,102 人	3,482 人
コミュニティ・スクール導入学校数	0 校	3 校

#### 3- (1) - ① 安全で快適な住環境整備の推進

「山武市総合計画」などまちづくり計画に基づき、子どもと子育て家庭が快適に暮らせるように、生活環境の向上を図るための整備を促進します。

子育て家庭の住宅の確保について、公営住宅の利用等を踏まえ、公営住宅の維持・管理に取組みます。

##### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
公園の適正な管理	都市公園 7 か所、条例公園 131 か所について、維持管理を行います。また、県立都市公園が 1 か所設置されています。
道路網の整備・維持管理	交通安全看板、ガードレール、カーブミラー等については各地区及び学校からの要望により市で設置します。信号機・交通規制については、公安委員会へ要望を伝えます。
公営住宅の管理・整備	公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低所得者へ低廉な家賃で住宅を提供します。また、市営住宅の運営管理と施設維持管理を効率的に行い、住宅を確保します。

### 3- (1) - ② 地域安全活動の推進

季節ごとの交通安全運動期間中に、交通安全協会の協力により交通安全啓発キャンペーンや主要交差点において街頭監視と交通安全指導の実施・小学校では警察と交通安全協会の協力による交通安全教室の開催など、関係機関と地域の協力を得ながら、交通安全についてのマナーの啓発と交通安全活動を推進します。

また、地域で子どもを守り、子どもが安全に育ち、子育て家庭が安心して暮らせるように、地域と連携して「地域を守る、子どもを守る活動」を推進します。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
交通安全活動・教育	警察署・交通安全協会と協力して、交通安全マナー等の意識向上を図ります。また、幼児の交通事故防止のため交通安全について、こども園・幼稚園・学校での交通安全教室の実施などにより交通ルールやマナーについての啓発を行います。
防犯対策	防犯協会や防犯パトロール隊が定期的に青色回転灯搭載車で市内をパトロールしています。県、市、防犯協会指導員による、防犯キャンペーンや防災行政無線・広報紙による啓発活動を行います。青少年育成市民会議会員による夜間パトロールを実施します。また、子どもたちを犯罪から守るため、携帯電話やパソコンに防犯情報メールを配信します。
有害環境対策	青少年の健全育成・非行防止のため、有害となる図書等を青少年の目に触れないようにする等の対策を実施します。
登下校時の安全活動	子ども見守り隊をはじめとする地域ボランティアや住民へ、中学生による防災行政無線での小学生下校時の見守り協力依頼を実施します。
こども園・幼稚園・学校等の安全活動	園・学校安全マニュアルに基づいて毎月1回の安全点検と、防犯上の問題等を確認します。門扉の施錠、来園・来校者の対応、教室・職員室等への防犯ベルの設置等安全対策を実施します。

### 3- (1) - ③ 児童健全育成活動の推進

子どもは様々な体験を通じて多くのことを学び、吸収して成長する力を持っています。

子ども会を含めた青少年健全育成団体の活動を継続的に支援するとともに、団体相互の協力や連携を促進します。

また、子どもたちの健全育成を地域で見守るため、PTAや地域と連携した児童健全育成活動を推進します。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
児童の健全育成	学校の指導計画に児童生徒の健全育成を位置づけ、PTA活動や行政関係の青少年健全育成事業などと連携を図り事業を進めます。児童生徒の健全育成に関する「生徒指導計画」の策定や、学校や学習への適応指導、基本的な生活習慣の指導及び問題行動に関する指導を行います。
青少年健全育成事業	青少年相談員及び青少年育成市民会議会員による健全育成活動を行います。地域・学校・家庭の連携で、青少年健全育成に取り組みます。

### 3- (1) -④ 多様な体験活動機会の拡充

地域が子どもの健全な育成を見守ること、多世代が地域でふれあい、関わりあうことは、子どもにとっても、地域にとっても、大人にとっても重要なことと再認識されています。核家族化が進むなか、世代間交流のための場として、各地区の施設を活用し、地域で多様な体験の場やふれあいの場、異なる世代、異なる年齢の子ども同士の交流の場を確保し、地域住民の参加を促進します。

また、グローバル化する多様性社会において世界に目を向けた青少年の育成にも努めます。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
世代間交流の推進	こども園・幼稚園の行事に高齢者を招待するなどの交流事業や地区社会福祉協議会主催の「いきいきふれあいサロン」等を実施します。
読書活動の推進、子ども会活動、ジュニアリーダー活動	山武市子ども読書活動推進計画を策定し、図書館や家庭での読み聞かせの機会醸成や、おすすめの本を提示することで良好な読書環境を形成します。 子ども会活動、ジュニアリーダースクラブの団体育成等、リーダー研修会や育成者講習会の開催などを行います。
職業体験学習等	小学校6年生の「職場見学」、中学校2年生の「職場体験学習」を実施します。
青少年国際相互交流事業 ※1	市内の中・高生を主に海外へ派遣する、また他国からの学生を招き交流することで、異文化理解力及びコミュニケーション能力の育成を図り、グローバル化をはじめとする多様性社会に対応する青少年の育成に努めています。

※1 本市では、町村合併来行っているニュージーランドの学生との相互交流をはじめ、本市が2020東京オリンピック・パラリンピック時のホストタウンを努めているスリランカとの相互交流を行っています。

### 3- (2) 仕事と家庭生活の両立支援

子育て家庭の働き方に沿った多様な教育・保育サービスの充実を図り、保育ニーズを踏まえたサービス提供体制づくりに取り組みます。

また、育児、介護を担いながら働くことのできる社会にしていくため、就業条件の向上を促していくとともに、男女がともに働き続けられる就労環境づくりを促進していきます。

下記の成果指標に対して評価をし、必要に応じて計画を見直していきます。

#### 【成果指標】

指標名	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 4 年度)
出生者数	208 人	1,396 人 (R1~R4累計)
結婚する意欲のある独身者の割合	80.2%	80%

### 3- (2) -① 男女共同参画の推進

「山武市男女共同参画計画」に基づき、すべての人の男女平等意識の向上に努め、男女がともに暮らしやすいまちづくりを創造するための取組みを推進します。

#### 【主な事業・取組み】

事業名	事業内容
男女共同参画の推進	職員研修会、住民対象の講演会を開催し、男女共同参画意識の向上に努めます。

## 第5章 量の見込みと確保方策

### 1, 子ども・子育て支援サービスの全体像

今後の子育て支援関係のサービスの全体像は以下の通りです。従来、子育て支援サービスや母子保健事業として実施してきたサービス、新規に組み込まれたサービスなどで構成されています。

子ども・子育て支援法におけるサービスは、大きくは「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに区分されます。

「子ども・子育て支援法第60条」に定められる基本指針を踏まえ、子ども・子育て支援のための施策を円滑に実施・確保するため、以下の事項について山武市子ども・子育て支援事業計画に定めます。

根拠法	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1. 公立幼稚園 <sup>9</sup>
			2. 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			3. 認可保育所 <sup>10</sup>
			4. 幼保連携型認定こども園 <sup>11</sup>
			5. 幼稚園型認定こども園
			6. 保育所型認定こども園
			7. 地方裁量型認定こども園
		地域型保育給付(市が認可)	8. 小規模保育
			9. 家庭的保育 <sup>12</sup>
			10. 居宅訪問型保育
			11. 事業所内保育
	子育てのための施設等利用給付		12. 未移行幼稚園、認可外保育施設等
	地域子ども・子育て支援事業	13. 利用者支援事業	
		14. 地域子育て支援拠点事業	
		15. 妊婦健康診査事業	
		16. 乳児家庭全戸訪問事業	
		17. 養育支援訪問事業等	
		18. 子育て短期支援事業	
		19. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	
		20. 一時預かり <sup>13</sup>	
		21. 延長保育事業	
		22. 病児 <sup>14</sup> 病後児 <sup>15</sup> 保育事業	
		23. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ <sup>16</sup> )	
		24. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
		25. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

<sup>9</sup> 幼稚園:3歳～5歳児に対して学校教育を行う施設。市が運営している公立幼稚園が1園あります。

<sup>10</sup> 認可保育所:県が定める認可基準に適合した施設で、昼間家庭で世話のできない就学前の児童を保育する事業。市内には私立保育園が3園あります。

<sup>11</sup> 認定こども園:保育所や幼稚園の教育と保育の機能を併せ持った施設のことで、市内には公立こども園が5園あります。

<sup>12</sup> 家庭的保育:保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業。

<sup>13</sup> 一時預かり:育児者の急用・私用等のため、子どもをこども園・保育園等の施設で一時的に子どもを預かるサービス。山武市では「一時預かり保育」と呼んでいます。

<sup>14</sup> 病児保育:子どもが病気の時に預かるサービス。(山武市では未実施)

<sup>15</sup> 病後児保育:子どもが病気の回復期に預かるサービス。

<sup>16</sup> 放課後児童クラブ:保護者が就労等で放課後保育できない小学校1～6年生を、支援員を配置して預かっています。平日は19時00分まで、土曜日は8時から、長期休業中は7時30分から19時00分まで開設しています。山武市では「学童クラブ」と呼んでいます。

## 2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、子ども・子育て新制度では、実施主体の教育・保育サービス<sup>17</sup>の提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定が必要となっています。

本市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するためのこども園等の施設整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、市内全域を1区域と設定します。

## 3. 計画期間の子ども数と家族類型の推計

### (1) 就学前児童数の動きと計画期間の推計

計画期間中の児童数について、平成29年度と平成31年度（各年度4月1日現在）の1歳年齢ごと男女別人口（市の登録人口）を基に、コーホート変化率法にて推計しました。推計結果は以下の通りとなります。

就学前児童は、平成31年に1,606人となっています。特に1歳、2歳は減少傾向がみられます。計画期間においても減少傾向が見込まれ、令和6年には1,275人になると推計されます。

表 就学前児童の動き

	実績			計画期間の推計児童数（就学前）				
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	239	202	242	217	208	199	192	183
1歳	288	240	225	232	224	213	204	197
2歳	277	292	247	210	234	226	215	206
3歳	304	284	309	247	214	239	230	219
4歳	277	308	281	297	247	214	239	230
5歳	318	277	302	285	298	248	215	240
合計	1,703	1,603	1,606	1,488	1,425	1,339	1,295	1,275

<sup>17</sup> 教育・保育サービス：具体的にはこども園、幼稚園や保育園等のことで、定期的な教育・保育の利用とは、月単位で継続してこども園・幼稚園・保育園等に通うこと。

## (2) 子育て家庭の類型（調査結果より）

子育て家庭の父親・母親の就労状況は、子どもの成長に伴って変化する場合があるとともに、就労状況により保育の必要性が異なる点に配慮して、教育・保育サービスを検討することが重要です。このため、子育て家庭の今後の就労意向をニーズ調査で把握して8つのタイプに区分し、年齢区分ごとの家庭類型を把握しました。

現在と潜在を比べると、タイプB（フルタイム×フルタイム）の割合が高まっており、就労意向はやや高まっています。

ニーズ量の推計は、潜在的家族類型別の教育・保育の希望率をニーズ調査から把握し、その利用希望率を推計児童数に乗じて算出する方法が国から示されており、この手法を基に算出し、地域の状況や利用実績を踏まえ調整して算定しました。

表 0～5歳の家族類型別割合

家庭類型		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	65	11.7%	65	11.7%
タイプB	フルタイム×フルタイム	192	34.5%	214	38.5%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	135	24.3%	128	23.0%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	23	4.1%	28	5.0%
タイプD	専業主婦(夫)	138	24.8%	119	21.4%
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	2	0.4%	1	0.2%
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業×無業	1	0.2%	1	0.2%
全体		556	100.0%	556	100.0%

#### 4. 教育保育事業の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われます。

図 3つの認定区分

認定区分		内容	利用先
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・ 保育認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病等により、保育所等での保育を希望する場合	認定こども園 保育所（園）
3号認定	満3歳未満・ 保育認定	満3歳未満で、保護者の就労や疾病等により、保育所等での保育を希望する場合	認定こども園 保育所（園） 地域型保育

各認定区分における提供量（利用定員）

施設区分	施設名		0歳	1・2歳	定員（1号認定）			計
					3歳	4歳	5歳	
幼稚園	公	日向幼稚園	—	—	40	40	40	120
認定こども園	公	まつおこども園	—	—	8	8	8	24
	公	おおひらこども園	—	—	10	15	15	40
	公	なるとうこども園	—	—	30	45	45	120
	公	なんごうこども園	—	—	—	10	10	20
	公	しらはたこども園	—	—	30	30	30	90
計			—	—	118	148	148	414

施設区分	施設名		定員（3号認定）		定員（2号認定）			計
			0歳	1・2歳	3歳	4歳	5歳	
認定こども園	公	まつおこども園	6	35	20	20	20	101
	公	おおひらこども園	3	30	17	25	25	100
	公	なるとうこども園	3	37	20	30	30	120
	公	なんごうこども園	3	17	20	20	30	90
	公	しらはたこども園	3	37	20	30	30	120
保育所	私	日向保育園	9	24	18	19	20	90
	私	若杉保育園	9	24	18	19	20	90
	私	蓮沼保育園	3	27	20	20	20	90
計			39	231	153	183	195	801

施設区分	施設名		定員（3号認定）		3歳	4歳	5歳	計
			0歳	1・2歳				
地域型保育	私	五反田こどもの家	2	8	—	—	—	10
	私	キッズアップ	3	2	—	—	—	5
計			5	10	—	—	—	15

（令和2年4月1日現在）



(1) 特定教育・保育（施設型給付）

① 幼稚園、認定こども園（1号認定子ども）

◇現状◇

公立幼稚園1園、公立こども園5園（短児部）で、定員420人（令和2年度から414人）を確保しています。令和元年の通園児数は341人で入園率は81.2%となっています。こども園では預かり保育を実施しています。また、市外の幼稚園通園者が令和元年は19人います。

◇見込み量（人）◇

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
見込み量	219	66	201	60	185	56	181	54	182	55
合計	285		261		241		235		237	
供給見込み	414		414		414		414		414	

◇計画期間の確保方策◇

本市では現在、公立幼稚園1園、公立こども園5園の合計6園で1号認定子どもを受入れており、供給量の確保はできています。

今後は、少子化により利用の増加が見込めないため、幼稚園・こども園施設の有効活用や利用定員の最適化、私立保育所のこども園化などに視野を広げ、需要に応じた施設の適正配置に努めていきます。

② 保育所、認定こども園（2・3号認定子ども）

◇現状◇

公立こども園5園（長児部）、私立保育所3園で、定員810人（令和2年度から801人）を確保しています。令和元年の通所児童数は740人で、定員に対する入所率は91.4%となっています。また、市外からの通所者が16人で、保育所通所者は全体で756人となっており、低年齢児では年度途中からの入所希望などもみられます。

◇見込み量（人）◇

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	0歳児	1・2歳	3～5歳	0歳児	1・2歳	3～5歳	0歳児	1・2歳	3～5歳	0歳児	1・2歳	3～5歳	0歳児	1・2歳	3～5歳
見込み量	49	238	495	47	247	453	45	236	419	44	226	408	42	217	411
合計	782			747			700			678			670		
供給見込み	801			801			801			801			801		

◇計画期間の確保方策◇

本市では現在、公立こども園5園、私立保育所3園の合計8園で2・3号認定子どもを受入れており、概ね供給量の確保はできています。

今後は、2号認定子どもについては、少子化により利用の増加が見込めないため、1号認定子どもの利用状況等も踏まえ、幼稚園・こども園施設の有効活用や利用定員の最適化、私立保育所のこども園化などに視野を広げ、需要に応じた施設の適正配置に努めていきます。

なお、3号認定子どもについては、利用ニーズが上昇しているため、施設の適正配置と併せて、受入れ体制を整備していきます。

## (2) 地域型保育事業（3号認定子ども）

### ◇現状◇

子ども・子育て支援制度では、次の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型給付の対象事業としています。多様な施設や事業の中から利用者が選択することができる仕組みとしています。

- ・小規模保育事業（定員6～19人）
- ・家庭的保育事業（定員1～5人）
- ・事業所内保育事業（従業員の子ども＋地域の子ども）
- ・居宅訪問型事業（ベビーシッター<sup>18</sup>等）

本市では現在、小規模保育事業、家庭的保育事業の各1事業者を認可しています。

### ◇計画期間の確保方策◇

本市での3号認定子どもの供給については、概ね確保できていますが、利用ニーズの上昇、多様な保育ニーズに対応するため、地域型保育事業者の支援に努めます。

## 5, 子育てのための施設等事業の量の見込みと確保の内容

### 特定子ども・子育て支援施設等（施設等利用給付）

#### ◇現状◇

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、次の施設等を利用する満3歳以上児の子ども及び非課税世帯の0～2歳児の子どもの利用料等を助成する制度が開始されました。

本市には、未移行幼稚園はありませんが、市外の未移行幼稚園を利用する子どもがいます。

- ・未移行幼稚園
- ・幼稚園の預かり保育
- ・企業主導型保育事業
- ・認可外保育施設 等

#### ◇計画期間の確保方策◇

特定子ども・子育て支援施設等（未移行幼稚園、認可外保育施設等）を利用する子どもの家庭状況等に基づき、利用料等の適正な助成に努めます。

<sup>18</sup> ベビーシッター：育児や家事を援助する民間サービス。

## 6, 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

### (1) 利用者支援事業

#### ◇現状◇

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関等との連絡調整、連携・協働体制づくり等を実施する事業です。

基本型、特定型（保育コンシェルジュ）、母子保健型の3つに分類される利用者支援事業のうち、本市では母子保健型を実施しています。

現在は、妊娠期から子育て期までの専門相談窓口として山武市子育て世代包括支援センター（はびねす）<sup>19</sup>を平成29年7月に開設し、母子保健コーディネーター（保健師・看護師）が相談を受け、必要なサービスにつなげています。

また、子育て支援課窓口での保育サービス相談、子育て支援センター<sup>20</sup>での子育てに関する情報や学習機会の提供及び子育て相談などを行っているほか、子どもが心身ともに健やかに成長するよう、家庭からの相談に応じて、既存のサービスの有効活用を図ることを目的に山武市子ども家庭総合支援拠点を平成30年4月に開設しています。

表 子育て世代包括支援センター相談実施状況

平成29年度	平成30年度
981件	1,541件

#### ◇対象及び見込み量（実施か所数）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1	1	1	1	1
供給量 (母子保健型)	1	1	1	1	1

#### ◇計画期間の確保方策◇

子どもや保護者または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、子どもと保護者の身近な場所での情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するための機能を確保します。

母子保健型としての子育て世代包括支援センター（はびねす）は、相談体制の充実を図るため、母子保健コーディネーター（保健師・看護師）の人員確保に努めます。

また、子育て支援センターで行っている子育てに関する情報提供や必要に応じた相談・助言等については、子育て支援団体や関係機関とのネットワークを活用しながら必要な情報を案内するほか、相談内容によっては専門機関につなぐなど、相談機能の充実を図ります。

<sup>19</sup> 子育て世代包括支援センター（はびねす）：母子健康手帳の交付や不妊・妊娠・出産・子育てに関する様々な悩みを保健師等に相談できる施設。

<sup>20</sup> 子育て支援センター：就学前の乳幼児とその保護者が集い、遊んだり、育児の相談等ができる施設。山武市ではこども園・保育園で実施しています。

今後も事業の周知を図るとともに、子育てに関する総合相談窓口としての山武市子ども家庭総合支援拠点の活用を含め、母子保健型として利用者支援に取り組んでいきます。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### ◇現状◇

公立こども園5園（内2園は電話相談のみ）と私立保育所1園で、子育て支援センター事業を実施しています。

主に就園前の子どもの保護者を対象に相談や講座等を実施しています。平成30年度は延13,188人が利用しています。

### ◇見込み量（年間あたり利用延人回）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間見込み量	11,370	11,490	11,007	10,541	10,110
供給量	11,370	11,490	11,007	10,541	10,110

### ◇計画期間の確保方策◇

見込み量に対する供給量は、概ね対応できる体制となっています。

今後も継続して受け入れ体制の確保に努め、子育ての悩みや育児不安解消の相談ができるような利用方法を提供していきます。

## (3) 妊婦健康診査事業

### ◇現状◇

母子健康手帳交付時に、受診券を配付しています。

妊婦1人につき14回を基準とし委託医療機関で健康診査を実施しており、山武市子育て世代包括支援センター（はびねす）の相談等において受診勧奨に努めています。

表 実施状況

実施状況	平成29年度	平成30年度
対象：妊娠届出者 実施内容：公費負担受診券発行	284人	244人

### ◇見込み量（人）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間見込み量	217	208	199	192	183
供給量	217	208	199	192	183

※0歳児数

### ◇計画期間の確保方策◇

妊娠届提出の遅れや妊婦健診を定期的に受けていない妊婦もあり、受診率の向上は困難な状況ではありますが、未受診者のフォローに努め、安心して妊娠・出産できるよう妊婦の支援を行います。

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

##### ◇現状◇

出産後の乳児の発育状況と母親の健康状態を把握し、育児等の相談・指導を行うもので、助産師や保健師が乳児の家庭に訪問しています。

表 実施状況

実施状況	平成 29 年度	平成 30 年度
対 象：生後4か月までの乳児 実施内容：保健師等による家庭訪問、調査、指導	219人	253人

##### ◇見込み量（人）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間見込み量	217	208	199	192	183
供給量	217	208	199	192	183

※0歳児数

##### ◇計画期間の確保方策◇

出生通知書により希望のあった方だけでなく、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）として、里帰り出産も含め生後4か月までの乳児のいる家庭の全数訪問を目指します。

#### (5) 養育支援訪問事業

##### ◇現状◇

本市では、当該事業は実施していませんが、要保護児童対策として、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭等で、養育支援が必要な家庭を対象に、家庭児童相談員または保健師等が訪問し、相談・指導を行っています。平成 29 年度の養育支援が必要な家庭への訪問回数は、101 世帯に対して延べ 246 回実施しています。

##### ◇計画期間の確保方策◇

要保護児童対策として、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、子どもの養育に関する指導・助言を行い、保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアをすることで、家庭における適切な養育の支援を行います。

今後は、養育支援が必要なケース、相談等の状況を踏まえて、養育支援訪問事業の実施について検討していきます。

## (6) 子育て短期支援事業

### ◇現状◇

ショートステイ<sup>21</sup>として、児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設において一定期間養育・保護を行うものです。

現在は未実施ですが、緊急時の対応の必要性などを検討し児童への支援に取り組んでいます。

### ◇見込み量（年間人日）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

### ◇計画期間の確保方策◇

本市では、当該事業は実施していませんが、児童に対する支援として、短期支援事業としての実施の必要性や調査も含め、今後検討していきます。

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### ◇現状◇

援助を提供する側と援助を受ける側とで会員登録をし、有料で保育施設までの送迎や放課後等の預かりを支援する事業です。

現在未実施となっていますが、実施について検討する必要があります。

### ◇見込み量（年間延利用者数）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	372	359	368	343	313
高学年	301	290	270	260	251
合計	673	649	638	603	564

### ◇計画期間の確保方策◇

現在は未実施ですが、利用ニーズが見込まれることから、先進事例等を参考にしつつ、ファミリー・サポート・センター事業の導入について検討し、児童への必要な支援に取り組んでいきます。

さらに、放課後の過ごし方として、放課後子供教室<sup>22</sup>との連携や社会福祉協議会等の家事援助事業の活用を含め検討していきます。

<sup>21</sup> ショートステイ：育児者の急用等のため、宿泊を含め子どもを預かるサービス。（山武市では未実施）

<sup>22</sup> 放課後子供教室：学校の空き教室、特別教室等を活用して、地域の方々の協力を得ながら、スポーツ・文化活動、交流活動等を行っています。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。（山武市では現在、緑海小と日向小と山武西小でそれぞれ月1回程度開催しています。）



## (8) 一時預かり事業

### ◇現状◇

こども園では主に就園前の子どもの預かり、短時間勤務の世帯の子どもの保育を一時保育として実施しており、平成30年度は延2,762人の利用があります。

### ◇見込み量（年間延利用者数）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間見込み量	2,564	2,455	2,307	2,231	2,197
供給量	2,564	2,455	2,307	2,231	2,197

### ◇計画期間の確保方策◇

公立こども園5園で預かり保育事業を実施しています。

現在の体制で供給できる見込みです。保護者の働き方や利用希望に沿って、引き続き受け入れ体制を確保していきます。

## (9) 延長（時間外）保育事業

### ◇現状◇

公立こども園5園と私立保育所3園で、早朝7時から夕方19時までの延長保育を実施しています。定期的な利用と緊急時等の一時的な利用者を含め、平成30年度は562人が利用しています。

### ◇見込み量（人）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間見込み量	522	500	469	454	447
供給量	522	500	469	454	447

### ◇計画期間の確保方策◇

公立こども園5園と私立保育所3園で延長保育事業を実施しています。

現在の体制で供給できる見込みです。保護者の働き方や利用希望に沿って、引き続き受け入れ体制を確保していきます。

## (10) 病児・病後児保育事業

### ◇現状◇

現在は、市内の教育・保育施設の利用者、または管外の教育・保育施設利用者のうち保護者が市内勤務者で、子どもが病気回復期にある方を対象に、病後児保育をなるとうこども園で実施しています。平成30年度は延18人の利用があります。

病気中の子どもを対象とした病児保育は未実施です。なお、令和元年度から、訪問型の病児保育（病児に対するベビーシッター）利用の助成事業を実施しています。

### ◇見込み量（年間延利用者数）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間見込み量	419	402	377	365	359
供給量	480	480	480	480	480

※年間見込み量は、病児・病後児保育事業

※供給量は、病後児保育事業

### ◇計画期間の確保方策◇

病児・病後児保育についての、ニーズ調査結果に基づく見込み量は、平成30年度の病後児保育利用実績を大きく上回っています。

病後児保育については、過去の利用実績から現在の体制で供給できる見込みです。

なお、病児保育についても、病後児と同様にニーズと利用が大きく乖離することが予想されます。今後の病後児保育、訪問型病児保育助成の利用状況を踏まえ、病院併設型等の病児保育施設の設置等について検討します。

### (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

#### ◇現状◇

小学校6年生までの児童で、放課後保護者が保育できない児童を預かる事業で、本市では各小学校区に設置し、学童クラブとして利用されています。

学童クラブ利用者は、平成31年では478人が利用しており、定員に対する利用率は87.7%となっています。また、夏休みなど長期休中は利用者が増加します。

図 学童クラブの利用状況

名 称	開設場所	定員 (人)
成東学童クラブ	専用施設	55
大富学童クラブ	山武市立大富小学校内	30
南郷学童クラブ	山武市立南郷小学校内	60
鳴浜学童クラブ	山武市立鳴浜小学校内	35
緑海学童クラブ	山武市立緑海小学校内	35
日向学童クラブ	山武市立日向小学校内	60
山武西学童クラブ	山武市立山武西小学校内	35
山武北学童クラブ	山武市立山武北小学校内	40
睦岡学童クラブ	専用施設	40
蓮沼学童クラブ	山武市立蓮沼小学校内	40
松尾学童クラブ	専用施設	80
大平学童クラブ	専用施設	35
合計 12か所		545

利用児童数 (5月1日現在)	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1年生	118	125	100
2年生	100	120	119
3年生	96	93	109
4年生	61	73	74
5年生	36	46	40
6年生	27	24	36
合 計	438	481	478

◇見込み量（実人数）◇

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見 込 み 量	1年生	134	123	129	107	93
	2年生	97	108	100	105	87
	3年生	110	97	108	99	104
	4年生	68	62	55	61	56
	5年生	31	32	29	25	28
	6年生	29	28	28	25	22
	合計	469	450	449	422	390
供給量	合計	545	530	530	530	530

◇計画期間の確保方策◇

現在は6年生までを対象に実施していますが、低学年の利用が主になっています。年度中に一時預かり等により利用人数に変動があることや、長期休中は利用者が増加するなど、提供体制及び実施体制について、今後は小学校の統廃合も視野に入れ、現状と利用希望を踏まえ引き続き体制を確保していきます。

また、新・放課後子ども総合プランにより、学童クラブと放課後子供教室を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策を行っていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

本事業は、保護者の世帯所得の状況を勘案して、幼稚園、保育所などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具、副食材料費等の実費徴収に係る費用の一部を助成する事業です。

◇計画期間の確保方策◇

本市では、新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯の負担軽減を図るため、副食費（給食）に係る補足給付を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本事業は特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

◇計画期間の確保方策◇

内容的な検討を含め、地域の実情に即した方策を講じていきます。

## 7, 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取組みの推進、0～2歳児に係る取組みと3～5歳児に係る取組みの連携に関することを記載することが求められています。

本市としては、順調にこども園化が進んでおり、民間保育施設との連携、低年齢児の保育体制の充実など、就学前児童の教育・保育体制のさらなる充実を目指します。

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

継続して、就学前児童の教育・保育の場として、こども園化を推進し、普及を図ります。

### (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、地域の子育て支援の役割及びその推進方策を示し、実施していきます。

### (3) 地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供や連携を図ります。

### (4) 認定こども園等と小学校等との連携

幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組みの推進については、これまでも双方向での交流や合同研修、授業参観などを行ってきました。教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めることや、定期的・継続的に関係者の共通理解を図り、一環した指導を推進するほか、小学校との円滑な接続を図るための「アプローチ・カリキュラム」や事例集の作成、教員の交流事業などを通じて、認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との連携を図っていきます。

## 8, 総合的な施策の推進

以下の内容については、次世代育成支援行動計画から継続して取り組んでいるものが含まれており、第4章部分など計画に具体的に盛り込んでいます。

### (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

1年間のうち年度の後半で育児休業明けになる共働き世帯で保育ニーズがみられることなども含め低年齢児の保育ニーズは高まっているため、低年齢児保育の量の確保を図ります。

### (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等の施策と連携して取り組みます。

### (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働きやすい職場環境の整備、育児休業等制度の周知、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発などの施策と連携して取り組みます。

## 第6章 計画の推進

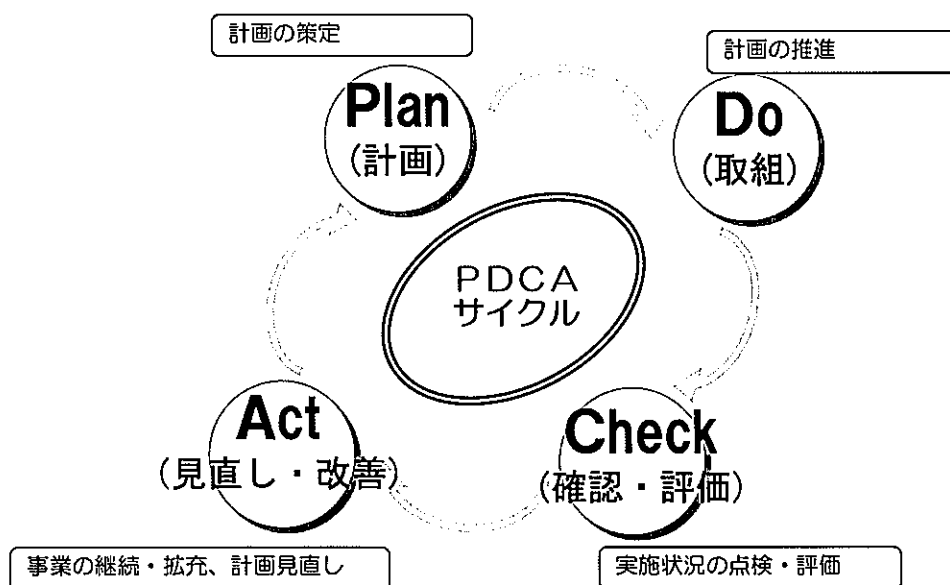
### 1. 関係機関等との連携

本計画が目指す「次代を担う子どもたちを地域ではぐくむまち さんむ」を実現するために、子育てを地域社会全体で支えるべく、家庭、地域コミュニティ、企業、行政がそれぞれの役割のもとで協調して子ども・子育て支援に取り組むための仕組みづくりを進めていきます。また、柔軟で総合的な取り組みが求められるため、庁内の関係局や関連機関と協調して取り組むことが重要です。教育・保育をはじめ、福祉、健康・医療、防災・防犯、居住環境など各分野と連動し、総合的な子ども・子育て支援を行えるよう連携を強化して計画を推進していきます。

### 2. 計画の達成状況の点検・評価

本計画（Plan）を達成するため、計画に基づく取組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るPDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

関係部署での進行管理はもちろん、各施策の成果指標に基づいた評価により、子ども・子育て会議においても定期的に点検を行い、市民ニーズの把握に努め、計画の見直しや施策の改善を図り、着実な推進につなげていきます。また、山武市総合計画の点検・評価とも連携し、計画の見直しをしていきます。



### 3. 家庭・地域・事業者・市の役割

家庭・地域・事業者・市が協調して子ども・子育て支援に取り組むことが重要です。市内のこども園、幼稚園、保育園や小学校等、子ども・子育て支援に携わる事業者、学校、企業、地域住民が、連携・協働して子ども・子育て支援に取り組めるよう計画内容の広報・啓発に努めます。